

事業所税の手引

(2025年版)

岡山市

エルタックス
eLTAX
地方税ポータルシステム



事業所税の申告・納付はインターネットで行えます
詳しくはエルタックスホームページをご覧ください
<https://www.eltax.lta.go.jp/>

事業所税を申告される皆様へ

平素は本市の税務行政に対して、深いご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、事業所税は昭和 50 年に創設された都市環境の整備及び改善の費用に充てるための目的税であり、課税団体は政令指定都市や人口 30 万人以上の都市等に限定されております。

この「事業所税の手引」には、事業所税の課税のしくみと申告の方法について、そのあらましが説明してありますので、事業所税の納税義務のある方は、この手引を参考に、期限までに自らその事業所等の内容を申告し、算出した税額を納付して下さるようよろしくお願いいたします。

～事業所税についてのお問い合わせは～

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目 2 番 3 号
岡山市財政局 税務部 課税管理課 諸税係
TEL (086) 803-1169 (直通)

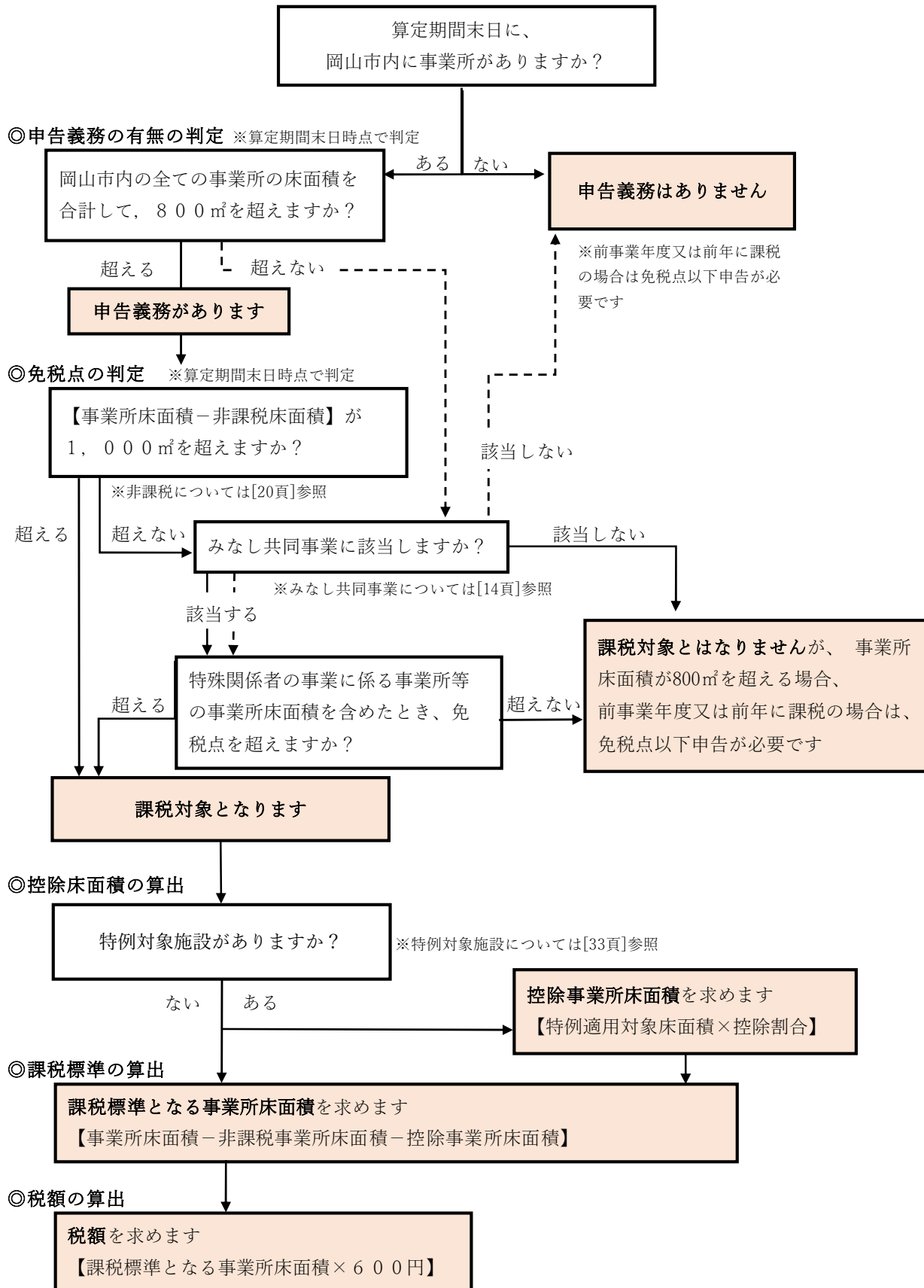
目次

◎ 事業所税フローチャート.....	1
1. 資産割	1
2. 従業者割	2
第1部 事業所税のあらまし	3
1. 事業所税の用途.....	3
2. 仕組.....	3
3. 納税義務者	4
4. 課税標準	5
1 資産割	5
2 従業者割	10
5. 免税点	11
1 資産割	11
2 従業者割	11
◎ 特殊な勤務形態の従業者の免税判定および課税標準判定一覧	12
3 企業組合又は協業組合の免税点の判定	13
6. 特殊関係者に係るみなし共同事業.....	14
1 特殊関係者の範囲.....	14
2 みなし共同事業の適用	17
3 みなし共同事業の計算例.....	18
7. 非課税	20
1 非課税の範囲.....	20
◎ 非課税対象施設一覧.....	20
2 非課税の適用.....	28
◎ 「特定防火対象物」に係る非課税.....	29
8. 課税標準の特例.....	33
1 課税標準の特例措置の範囲	33
◎ 特例対象施設一覧	33
2 課税標準の特例の適用	39
9. 税率.....	40
1 資産割	40
2 従業者割	40
10. 徴収方法	40
1 法人	40
2 個人	40
3 年の途中において事業を廃止した場合	40
11. 減免	41
1 減免の範囲	41
◎ 減免対象施設一覧	41
2 減免の適用	43
12. 税額計算例.....	45

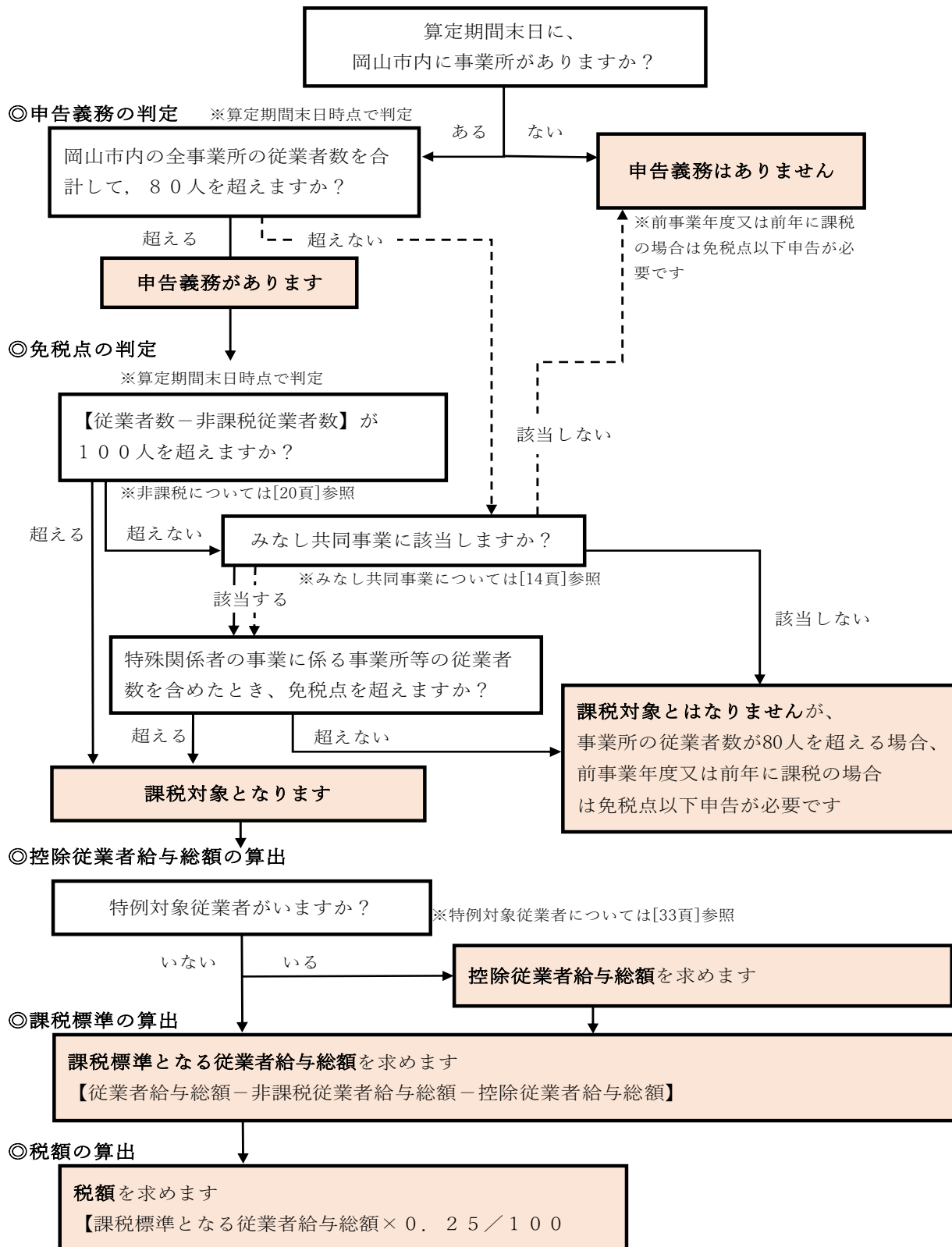
第2部 事業所税の申告手続きについて	49
1. 事業所税の申告についてQ&A	49
1 私は事業所税の申告をする必要があるのでしょうか	49
2 事業所税の申告は、いつまでにどこに提出するのでしょうか	49
3 事業所税は、いつまでにどこに納めるのでしょうか	50
4 提出した事業所税の申告書が間違っていた場合は、どうしたらよいのでしょうか	50
5 正しく申告しなかった場合、どうなるのでしょうか	50
2. 申告書について	51
1 申告書等の種類	51
2 申告書等の記載例	52

◎ 事業所税フローチャート

1. 資産割



2. 従業者割



第1部 事業所税のあらまし

1. 事業所税の用途

大都市における都市環境の整備及び改善に関する次のような事業に要する費用に充てるため、目的税として「事業所税」が創設され、昭和50年10月1日から施行されました。

- (1) 道路，都市高速鉄道，駐車場その他の交通施設の整備事業
- (2) 公園，緑地その他の公共空地の整備事業
- (3) 水道，下水道，廃棄物処理施設その他の供給施設又は処理施設の整備事業
- (4) 河川その他の水路の整備事業
- (5) 学校，図書館その他の教育文化施設の整備事業
- (6) 病院，保育所その他の医療施設又は社会福祉施設の整備事業
- (7) 公害防止に関する事業
- (8) 防災に関する事業
- (9) 都市計画法第12条第1項各号に掲げる事業で，土地区画整理事業，市街地再開発等の事業
- (10) 市場，と畜場又は火葬場の整備事業
- (11) 一団地の住宅施設の整備事業
- (12) 流通業務団地の整備事業

2. 仕組

事業所税の仕組は次のとおりです。

課税団体	① 東京23区 ② 指定都市（札幌，仙台，千葉，さいたま，川崎，横浜，相模原，新潟，静岡，浜松，名古屋，京都，大阪，堺，神戸，岡山，広島，北九州，福岡及び熊本の20市） ③ 首都圏の既成市街地，近畿圏の規制都市区域のうち，①，②以外の市（武蔵野，三鷹，川口，守口，東大阪，尼崎，西宮及び芦屋の8市） ④ その他，人口30万以上の市のうち，政令で指定する市（旭川市，秋田市，郡山市，いわき市，宇都宮市，前橋市，高崎市，川越市，所沢市，越谷市，市川市，船橋市，松戸市，柏市，八王子市，町田市，横須賀市，藤沢市，富山市，金沢市，長野市，岐阜市，豊橋市，岡崎市，一宮市，春日井市，豊田市，四日市市，大津市，豊中市，吹田市，高槻市，枚方市，姫路市，明石市，奈良市，和歌山市，倉敷市，福山市，高松市，松山市，高知市，久留米市，長崎市，大分市，宮崎市，鹿児島市，那覇市）
納税義務者	事務所又は事業所において現に事業を行う法人又は個人。
非課税措置	人的非課税，用途非課税の2種類で，数多くの非課税がある。 20頁参照

課税標準	①資産割 法人・・・事業年度末日現在の <u>事業所床面積</u> 注1 個人・・・その年の12月末日現在の <u>事業所床面積</u> 注1 ②従業者割 法人・・・事業年度中に支払われた従業者給与総額 個人・・・その年中に支払われた従業者給与総額
課税標準の特例	人的特例，用途特例の2種類で，数多くの特例がある。 33 頁参照
免税点	①資産割 事業所床面積が1,000㎡以下 注2 ②従業者割 従業者が100人以下 注2
税率	①資産割 事業所床面積1㎡につき600円 ②従業者割 従業者給与総額の100分の0.25
申告納付期限	法人・・・事業年度終了の日から2ヶ月以内（延長制度はありません） 個人・・・翌年3月15日まで

注1 事業所床面積とは事業所用家屋の延べ床面積（各階床面積の合計）のことをいいます。

平方メートル（㎡）を単位とし，1㎡の100分の1未満の端数が生じた時は，これを切り捨てます。

注2 免税点以下で納付義務がない場合でも，事業年度末において岡山市内の合計事業所床面積が800㎡超の場合または合計従業者数が80人超の場合，もしくは前事業年度に課税となっていた場合には，申告書の提出が必要です。

3. 納税義務者

- 1 事業所税の納税義務者は，岡山市内に所在する事務所又は事業所（以下「事業所等」という）において事業を行う法人又は個人で，免税点 11 頁参照 を超える方です。事業所等とは，それが自己の所有に属するものであると否とを問わず，事業の必要から設けられた人的及び物的設備であって，そこで継続して事業が行われる場所をいいます。
- 2 貸しビル等の一部を借りて事業を行う場合には，当該事業を行う方（テナント）が，納税義務者となります。従って，貸しビル等の貸主は当該貸付部分（空室部分を含む）については，納税義務者となりません。

※ 特殊関係者の事業と特殊関係者を有する者の事業とが同一の家屋で行なわれている場合，当該特殊関係者の行う事業は，共同事業とみなされます。

特殊関係者を有する者の免税点は，その者が単独で行っている事業の事業所床面積又は従業者数と共同事業とみなされた事業の事業所床面積又は従業者数との合計で判定することとなります。（みなし共同事業 14 頁参照）

4. 課税標準

事業所税は、資産割額と従業者割額との合算額により課税されます。

1 資産割

資産割の課税標準は、(3)に該当するもの以外は、課税標準の算定期間の末日現在における事業所床面積です。

(1) 算定期間

課税標準の算定期間は、法人は事業年度の、個人はその年の1月1日から12月31日までの期間です。

(2) 算定期間が12月に満たない場合

課税標準の算定期間が12月に満たない場合(年2回決算法人等)は、課税標準の算定期間末日現在の事業所床面積を12で除して得た面積に、課税標準の算定期間の月数を乗じて得た面積が課税標準となります。なお、この場合の月数で1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とします。

(3) 算定期間の中途において事業所を新設又は廃止した場合

課税標準の算定期間の中途において事業所等を新設又は廃止した場合には、次の算式により課税標準を算定します。

ア 課税標準の算定期間の中途において新設された事業所等

課税標準の算定期間の末日における 事業所床面積	×	新設の日の属する月の翌月から 課税標準の算定期間の末日の属する月までの日数 課税標準の算定期間の月数
----------------------------	---	--

※ 新設の日(使用開始日)とは、オープン日ではなく、開設準備を始めた日(資材の搬入開始日等、賃貸の場合は賃貸借期間の開始日)をいいます。

イ 課税標準の算定期間の中途において廃止した事業所等

廃止の日における事業所床面積	×	課税標準の算定期間の開始の日の属する月から 廃止の日の属する月までの月数 課税標準の算定期間の月数
----------------	---	---

※ 算定期間の中で廃止した事業所については、算定期間の末日における市内の事業所床面積の合計が免税点以下であれば課税されませんが、末日において事業所床面積の合計が免税点を超える場合は、廃止された事業所等についても月割計算のうえ課税標準に算入します。




ウ 課税標準の算定期間の中途において新設した事業所等で、同期間の中途において廃止したもの

廃止の日における事業所床面積	×	新設の日の属する月の翌月から 廃止の日の属する月までの月数 課税標準の算定期間の月数
----------------	---	--

(4) 設例

ア 新設（岡山市内に事業所等があり、新たに支店・営業所等の事業所を市内に新設した）

A社は岡山市中区平井に本店があり事業を行っていたが、9/1に岡山市北区大供に支店を新設した。




・決算期末：3/31	事業年度	
・本店床面積：3,000 m ²	市内本店	
・支店床面積：1,600 m ² （新設）	市内支店	

◎事業そのものは継続して行っているため、新設した事業所は月割計算し算定します。

- ・免税点判定：算定末日の床面積は4,600 m²で免税点を超えるため、課税。
- ・支店の月割計算：（新設の翌月10月～3月の6か月）1,600 m²×6/12=800 m²
- ・課税標準となる事業所床面積：本店3,000 m²、支店800 m² 合計3,800 m²

イ 廃止（岡山市内に事業所等があり、その内いずれかの支店・営業所等の事業所を廃止した）

B社は岡山市中区平井に本店、岡山市北区大供に支店があり事業を行っていたが、6/2に支店を廃止した。




・決算期末：3/31	事業年度	
・本店床面積：2,600 m ²	市内本店	
・支店床面積：600 m ² （廃止）	市内支店	

◎事業そのものは継続して行っているため、廃止した事業所は、月割計算し算定します。

- ・免税点判定：算定末日の床面積は2,600 m²で免税点を超えるため、課税。
- ・支店の月割計算：（4月～6月の3か月）600 m²×3/12=150 m²
- ・課税標準となる事業所床面積：本店2,600 m²、支店150 m²、合計2,750 m²

ウ 新設（他都市では事業を行っており、岡山市内に初めて支店・営業所等の事業所を新設した）

C社は大阪で事業を行ってきたが、9/1に新たに岡山市北区に支店を開業した。

・決算期末：3/31	事業年度	
・大阪に本店あり	他市本店	
・支店床面積：1,200 m ² （新設）	市内支店	




◎事業そのものは継続して行っているため、新設した事業所は、月割計算し算定します。

- ・免税点判定：算定期間末日の床面積は1,200 m²で免税点を超えるため、課税。
- ・支店の月割計算：（新設の翌月10月～3月の6か月）1,200 m²×6/12=600 m²
- ・課税標準となる事業所床面積：支店600 m²

※ 新設の日（使用開始日）とは、オープン日ではなく、開設準備を始めた日（資材の搬入開始日等）をいいます。

エ 廃止（他都市では事業を継続するが、岡山市内のすべての事業所等を廃止した）

D社は岡山支店を5/31に廃止し、神戸本店でのみ事業を行っている。

・決算期末：3/31	事業年度	
・神戸本店あり	他市本店	
・支店床面積：2,500 m ² （廃止）	市内支店	

◎算定期間末日現在事業所床面積が0 m²となり、免税点以下のため課税とならない。

ただし、前年度の申告が課税になっている場合は、本年度のみ床面積0 m²の申告が必要。

オ 設立（事業を初めて開始し、岡山市内に事業所を新設した）

E社は10/25に初めて事業を開始し、岡山市内に本店を新設した。

・決算期末：3/31

事業年度 

・支店床面積：1,500 m²（新設）

市内本店

新設 

◎課税標準の算定期間は事業の開始の日から事業年度の終了の日までとなり、「課税標準の算定期間の月数が12か月に満たない場合」に該当します。

・免税点判定：算定期間末日の床面積は、1,500 m²で免税点を超えるため、課税。

・月数（事業開始日10/25～事業年度終了日3/31の6か月） $1,500 \text{ m}^2 \times 6/12 = 750 \text{ m}^2$

・課税標準となる事業所床面積：本店 750 m²

カ 解散（事業そのものを終了し、すべての事業所等を廃止した）

F社は10/20に事業を終了し、岡山市内の本店を廃止した。

・決算期末：3/31

事業年度 

・支店床面積：1,200 m²（廃止）

市内本店

廃止 

◎課税標準の算定期間は事業年度開始の日から事業の廃止の日までとなり、「課税標準の算定期間の月数が12か月に満たない場合」に該当します。

・免税点判定：算定期間末日の床面積は、1,200 m²で免税点を超えるため、課税。

・月数（事業年度開始日4/1～事業廃止日10/20の7か月） $1,200 \text{ m}^2 \times 7/12 = 700 \text{ m}^2$

・課税標準となる事業所床面積：本店 700 m²

キ 拡張（岡山市内に事業所等があり、その事業所内に一部建物を新築（増築）した場合、又は同一ビル内で借り受け面積が増えた場合）

G社は大供にある本店で事業を行っていたが、12/10に事業所内に倉庫を新築した。

・決算期末：3/31

事業年度 

・本店床面積：1,200 m²

市内本店

新設 

・倉庫：500 m²（新設）

◎事業所内における事業所床面積の異動は事業所の新設には該当せず、課税標準の算定期間の末日現在の事業所床面積が課税標準となります。

・免税点判定：算定期間末日の床面積は、1,700 m²で免税点を超えるため、課税。

・課税標準となる事業所床面積：本店 1,200 m²，倉庫 500 m²，合計 1,700 m²

ク 縮小（岡山市内に事業所等があり、その事業所内の建物を一部取り壊した場合、又は同一ビル内で借り受け面積が減った場合）

H社は同一ビルの2室を借りて事業をおこなっていたが、1/27に1室を解約し残りの1室で事業を行っている。

・決算期末：3/31

事業年度 

・本店床面積：3,000 m²

市内本店

縮小 

・解約した床面積：1,200 m²

◎事業所内における事業所床面積の異動は事業所の廃止には該当せず、課税標準の算定期間の末日現在の事業所床面積が課税標準となります。

・免税点判定：算定期間末日の床面積は、1,800 m²で免税点を超えるため、課税。

・課税標準となる事業所床面積：本店 1,800 m²

※ 一の事業所用家屋の増築や一部取り壊し、既存の事業所用家屋と同一敷地内での別の事業所用家屋の新築や取り壊し、またはテナントビルで借り受け面積を増減させた場合などは、一の事業所床面積の単なる異動であり、一単位の事業所の新設又は廃止には該当しないため月割計算はおこなわず、課税標準の算定期間の末日の床面積が課税標準となります。

(5) 共用部分がある場合の事業所床面積

共用部分がある場合の事業所床面積の計算は、専用部分^{注1}の面積と各共用部分^{注2}の面積に各共用部分に対応する専用部分の合計面積に対する当該専用部分の面積の割合を乗じて得た面積との合計によります。

これを算式で示すと次のようになります。

$$\text{事業所床面積} = \text{専用部分の面積} + \frac{\text{各共用部分の面積の合計}}{\text{各共用部分に対応する専用部分の面積の合計}} \times \text{専用部分の面積}$$

注1 専用部分とは専ら事業所等として使用する部分をいいます。

注2 共用部分とは専用部分に係る廊下・階段・エレベーター等、共同の用に供するものをいいます。

《例》共用事業所床面積の算出方法



$$\text{A事業所の共用事業所床面積} = \text{A} + \text{E} \times \frac{\text{A}}{\text{A} + \text{B} + \text{C} + \text{D}}$$

$$\text{F事業所の共用事業所床面積} = \text{F} + \text{L} \times \frac{\text{F}}{\text{F} + \text{G} + \text{H} + \text{I} + \text{J} + \text{K}}$$

※空き室部分(H)も、専用部分に含めます

(6) 事業所用家屋に含まないもの

次に掲げる施設等は、事業所用家屋に含めません。

ア 建築工事現場等の仮設建物で、その建物の存続期間が概ね1年未満のもの（ただし、店舗の建替えのために設けられた仮店舗については、その設置期間が1、2ヶ月程度でも事業の継続性が認められますので、事業所用家屋に該当します。）

イ モデルハウス

ウ ガソリンスタンド給油装置等で、基脚及び屋根を有する独立した構築物

エ 鶏舎、豚舎等の畜舎、堆肥舎等で粗雑な構造のもの

オ 基脚及び屋根を有しているが、内外壁のない構築物

なお、これらの取り扱いは、固定資産税の取り扱いに準ずるものとされています。

※固定資産税の取り扱い上、家屋となる立体駐車場は事業所用家屋に含みます。

(7) 休止施設の取り扱い

事業所税における事業とは、それ自体が長期間継続して行われることを前提としており、部分的又は一時的な休止については、原則として考慮しないものです。

しかしながら、月割課税制度の適用との均衡上から、事業所床面積のうち、課税標準の算定期間中6ヶ月以上継続して休止していたと認められる部分は減免対象とします。

この場合の、休止施設は、休止部分の床面積が明確に区画されている必要があり、現に事業を行っていない場合であっても、施設の維持補修が行われており、いつでも使用ができる状態にあるような遊休施設や、断続的な休止（季節的休止）、倉庫代わりに使用されている場合は該当しません。

なお、減免については 41 頁を参照してください。

(8) 課税標準の算定期間中に用途変更があった場合

算定期間中に事業所用家屋の用途が課税用途から非課税用途に、または非課税用途から課税用途に変更した場合は、算定期間の末日現在の用途により申告し、月割計算は行ないません。

2 従業者割

従業者割の課税標準は、課税標準の算定期間中に支払われた従業者給与総額です。

(1) 従業者給与総額

ア 従業者給与総額に含まれるもの

従業者（役員を含む）に対して支払われる俸給，給料，賃金及び賞与並びにこれらの性質を有する給与等。

イ 従業者給与総額に含まれないもの

通勤手当等で所得税法上非課税とされる部分，年金，退職金等及び保険外交員等の営業所得。

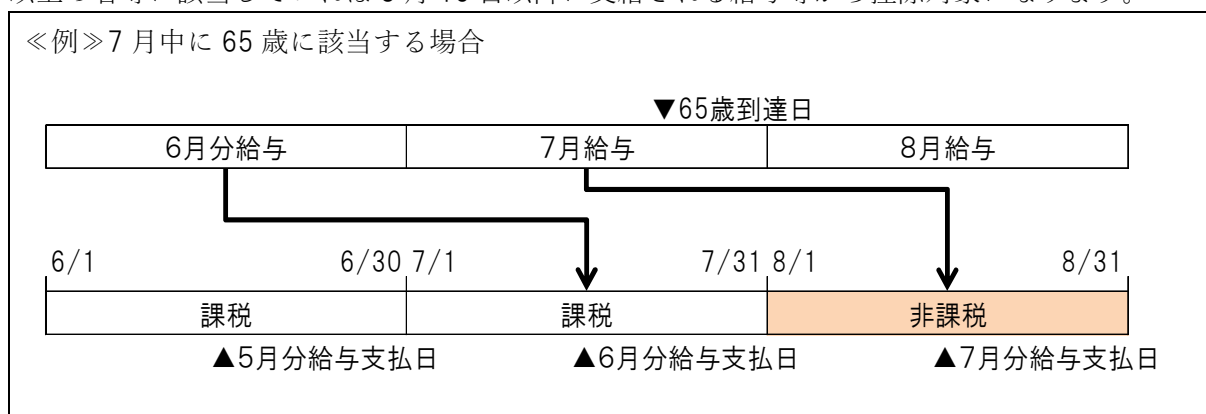
(2) 従業者

正社員のほか，役員及びパートアルバイト等の臨時従業者などが従業者に含まれます。ただし，障害者及び年齢 65 歳以上の者（役員を除く）は従業者から除かれます。

ア 障害者及び年齢 65 歳以上の者

障害者及び年齢 65 歳以上の従業者（役員を除く）は，従業者から除かれますが，申告にあたっては従業者給与総額に含めた後，非課税と同様の取り扱いをします。

給与等の計算期間中にこれらの従業者に該当することとなった場合は，当該期間に係る給与等以降の給与等に限り非課税の取り扱いをすることとなっています。例えば 7 月 1 日から 7 月 31 日までの期間の給与等を 8 月 15 日に支給する法人については 7 月 31 日現在において年齢 65 歳以上の者等に該当していれば 8 月 15 日以降に支給される給与等から控除対象になります。



イ 雇用改善助成対象者

年齢 55 歳以上 65 歳未満の従業者のうち雇用保険法その他の法令により国の雇用に関する助成対象となっている方の給与等は，その 2 分の 1 に相当する額を従業者給与総額から除きます。

38 頁参照

(3) その他特殊な勤務形態の従業者

パートタイマー，保険外交員，派遣社員等の特殊な勤務形態の従業者の免税判定および課税標準については，12 頁を参照してください。

5. 免税点

事業所税は次の基準（免税点）以下の場合には課税されません。免税点の判定は、資産割、従業者割それぞれ個別に行い、いずれか一方が免税点を超える場合は、いずれか一方が課税されます。

1 資産割

(1) 免税点

岡山市内に所在する各事業所等の非課税を除いた事業所床面積の合計面積が 1,000 m²以下課税標準の特例床面積または減免床面積は、免税点の判定においては除かれませんが、

(2) 免税点判定日

免税点の判定は、課税標準の算定期間（法人：事業年度、個人：その年の1～12月）の末日現在の現況により行います。

2 従業者割

(1) 免税点

岡山市内に所在する各事業所等の非課税を除いた従業者の合計数が 100 人以下

(2) 免税点判定日

免税点の判定は、課税標準の算定期間（法人：事業年度、個人：その年の1～12月）の末日現在の現況により行います。

ただし、課税標準の算定期間中、各月の末日現在の従業者数について、最大の月と最小の月との間に2倍を超える開きがある事業所等においては、課税標準の算定期間中の各月の末日現在の従業者数を合計した数を課税標準の算定期間の月数で除して得た数をもって、課税標準の算定期間の末日の現況とみなします。

◎ 特殊な勤務形態の従業者の免税判定および課税標準判定一覧

従業者		免税点の判定（従業者数）	課税標準（従業者給与総額）
出向社員 注1	出向元が給与を支払う	出向元を含める	出向元を含める
	出向先の会社が元の会社に対して給与相当分を支払う	出向先を含める	出向先を含める
	出向元と出向先が一部負担	主たる給与等を支払う会社を含める	それぞれの会社を含める
日々雇用等の臨時の従業者		含める	含める
アルバイト パートタイマー 注2		含めない	含める
役員 注3	無給の形式的役員	含めない	
	数社の役員を兼務する役員	それぞれの会社を含める	それぞれの会社を含める
	非常勤の役員	含める	含める
休職中の従業者		給与等が支払われている場合は含める	含める
中途退職者		含めない	退職時までの給与等は含める
外国又は課税区域外への長期派遣又は長期出張 注4,5		含めない	含めない
保険の外交員 注6		所得税法上の給与等が支払われている場合は含める	所得税法上の給与等のみ含める
派遣法に基づく派遣社員 注7		派遣元を含める	派遣元を含める
常時船舶（外国航路）の乗組員		含めない	含めない

注1 出向とは、出向元企業と出向従業者の雇用関係を維持しながら、当該従業者の指揮監督権を出向先企業に付与し、出向先企業において労務を提供させるものをいいます。

出向先事業所が、課税区域外の場合の出向者は、免税点判定に含めません。また、課税区域外に出向されていた期間の給与等は、課税標準から除きます。

注2 アルバイト、パートタイマー等とは、形式的な呼称によるのではなく、勤務の状態によって判定されます。通常の勤務時間よりも相当短い勤務（一週間の所定労働時間が通常勤務の3/4未滿）である者はパートタイマー等として取り扱います。なお、臨時講師等の勤務すべき時間帯を特定し雇用されるものについては、ここでいうパートタイマー等にはあたりません。

注3 役員とは、法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事及び清算人等のほか、相談役、顧問その他これに類する者で法人の経営に従事している者をいいます。

なお、役員は、障害者及び65歳以上であっても従業者に含まれます。使用人兼務役員の場合も同様です。

注4 **派遣**とは、同一企業内にあつて、身分上の所属は派遣元事業所等にあるが、就業規則等は派遣先事業所等の従業者と同様であり、労務の提供も派遣元事業所等のためでありながら事実上の勤務は派遣先事業所等にあるものをいいます。したがつて、いわゆる労働者派遣法に基づき労働者派遣事業を行う者が派遣した派遣労働者は、ここにいう派遣にあたりません。

(いわゆる労働者派遣法に基づき労働者派遣事業を行う者が派遣した派遣労働者は派遣元の従業者に含めます)。また、長期とは課税標準の算定期間を超える期間をいいます。

注5 **長期出張**の長期とは、課税標準の算定期間を超える期間をいいます。

注6 **保険外交員**のように給与所得と事業所得とを有する場合は、免税点判定に含め、給与所得部分のみを課税標準に含めます。事業所得のみを有する者は免税点判定に含めません。

注7 **労働者派遣法による派遣社員（人材派遣）**は、雇用契約の存在する事業主の従業員に含めません。通常は、派遣業を行っている会社の従業員となります。

課税区域外に派遣されている場合の派遣労働者は、免税点判定に含めません。また、課税区域外に派遣されていた期間の給与等は、課税標準から除きます。

3 企業組合又は協業組合の免税点の判定

企業組合又は協業組合の事業所等に対する事業所税の免税点の判定について、当該事業所等が、組合員が企業組合又は協業組合の組合員となつた際その者の事業の用に供されていたものであり、かつ、その者がその後引き続き事業の主宰者として企業組合又は協業組合の事業に従事している場合は、個々の事業所ごとに資産割又は従業者割の免税点の判定を行います。

6. 特殊関係者に係るみなし共同事業

特殊関係者の行う事業が、特殊関係者を有する者又は、その者の他の特殊関係者が事業を行う事業所等のある家屋で行われている場合（特殊関係者を有する者と意思を通じて行われているものでなく、かつ、事業所税の負担を不当に減少させる結果にならない場合を除きます。）には、その特殊関係者の行う事業は、その者及び特殊関係者を有する者の共同事業となります。

1 特殊関係者の範囲

特殊関係者とは、次のいずれかに該当するものをいいます。

(1) 配偶者，直系血族及び兄弟姉妹

判定対象者（特殊関係者を有するものかどうかの判定を行う者）の配偶者，直系血族及び兄弟姉妹

(2) 親族

(1) に掲げる者以外の判定対象者の親族（6親等以内の血族及び3親等以内の姻族）で判定対象者と生計を一にする者，又は判定対象者から受ける金銭その他の財産により生計を維持している者

(3) 使用人，その他の個人

(1) および(2) で掲げる者以外の判定対象者の使用人その他の個人で，判定対象者から受ける特別の金銭^{注1}その他の財産により生計を維持している者

注1 「特別の金銭」とは，給料，俸給等の役務又は物の提供として受ける金銭等以外で，対価なく，またはゆえなく対価以上に受け取る金銭等をいいます。

(4) 判定対象者に生計を維持されている者等

判定対象者に特別の金銭その他の財産を提供して生計を維持させている者，及びその者と

(1) ～ (3) の関係にある者

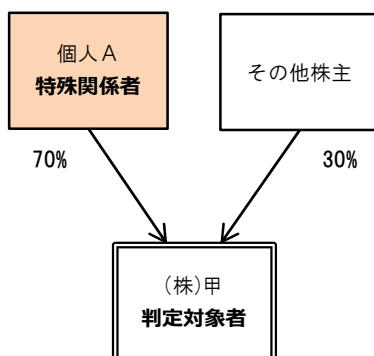
(5) 被支配会社の場合の株主等

判定対象者が被支配会社^{注2}の場合の被支配会社の判定の基礎となった株主又は社員である個人，及びその者と(1) ～ (4) の関係にある者

注2 「被支配会社」とは，発行済み株式の総数又は出資金額の50%を超える株式又は出資の金額が，3人以下の株主等及びその者と特殊な関係にある個人又は法人によって占められている会社をいいます。（法人税法第2条第10号）

・ (株)甲の株式の保有割合：個人A 70%，その他30%

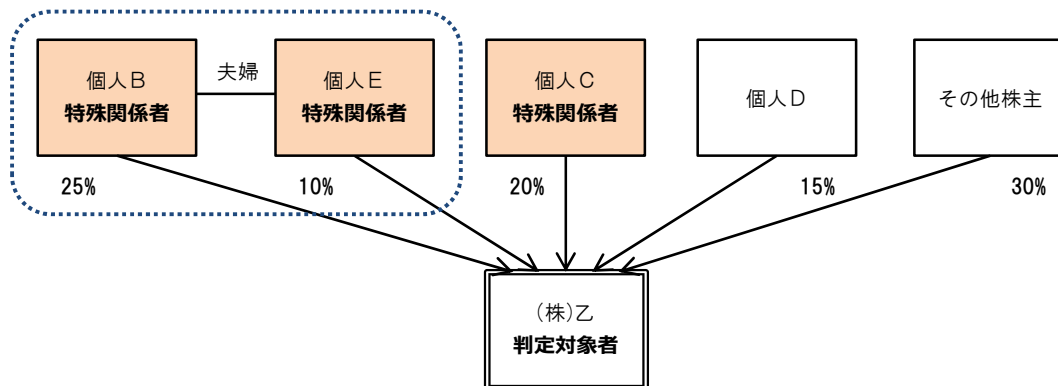
・ 判定対象者：(株)甲



◎個人Aの保有割合のみで50%を超えるため，その他の株主は判定には含めません。3人以下の株主等により50%超となるため(株)甲は被支配会社となり，判定対象者を(株)甲とした場合，個人Aは特殊関係者となります。

・(株)乙の株式の保有割合：個人B 25%、個人C 20%、個人D 15%、個人E (Bの配偶者) 10%、その他(個々の株主は10%以下) 30%

・判定対象者：(株)乙



◎個人Bと個人Eは、夫婦の関係にあるため被支配会社の判定において2人で一つの株主のグループとなります。(個人Bと個人E)と(個人C)の2つの株主のグループで保有割合が50%を超えるため(株)乙は被支配会社となります。なお、個人Dは、保有割合が3番目の株主ですが2つの株主のグループで50%を超えるため判定には含めません。

従って、(株)乙を判定対象者とした場合、個人B、個人C、個人Eが特殊関係者となります。

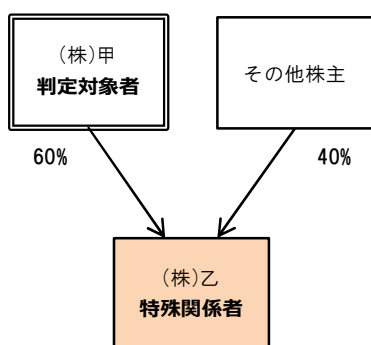
(6) 子会社

判定対象者を判定の基礎として^{注3}被支配会社に該当する会社。

注3「判定の基礎として」とは、被支配会社と判定された場合のその判定の基礎とされたものを行い、上位3位までの株主等が含まれます。

・(株)乙の株式の保有割合：(株)甲60%、その他40%

判定対象者：(株)甲



◎(株)甲が(株)乙の株式の50%を超えて保有しているため、(株)乙は被支配会社となります。また、(株)甲のみで株の保有割合が50%を超えるため、他の株主は被支配会社の判定には含まれません。

従って、(株)甲を判定対象者とした場合、(株)乙は特殊関係者となります。

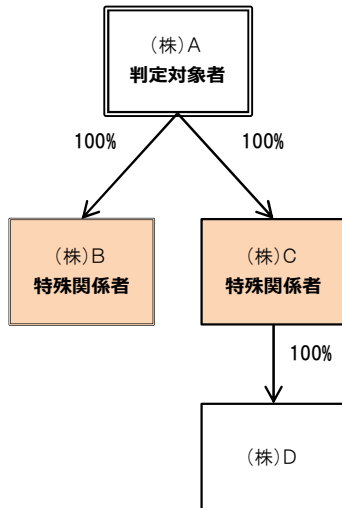
(7) 兄弟会社、兄弟会社の子会社

判定対象者が被支配会社である場合において、その判定の基礎となった株主又は社員（これらの者と(1)～(4)までに該当する関係がある個人及びこれらの者を判定の基礎として被支配会社に該当する他の会社を含む。）の全部又は一部を判定の基礎として被支配会社に該当する他の会社

- ・(株)Bの株式の保有割合：(株)A 100%
- ・(株)Cの株式の保有割合：(株)A 100%
- ・(株)Dの株式の保有割合：(株)C 100%

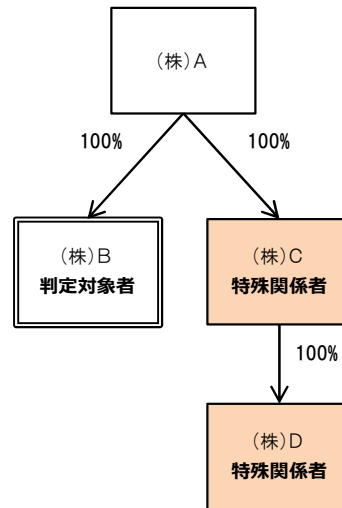
◎(株)Aは(株)Bの株式の50%を超えて保有しているため(株)Bは被支配会社となります。また、(株)Aは(株)Cの株式についても50%を超えて保有しているため(株)Cも被支配会社となります。同様に(株)Dも(株)Cが株式の50%を超えて保有しているため被支配会社になります。

・判定対象者：(株)A



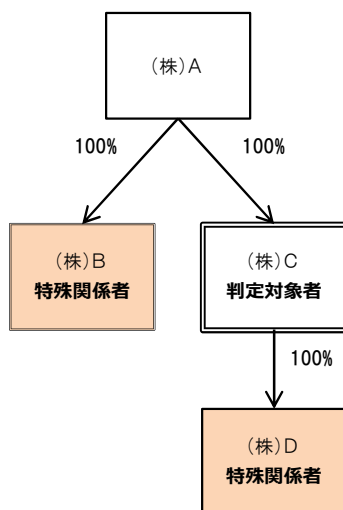
◎(株)Aを判定対象者とした場合、特殊関係者は、(株)Bと(株)C（(6)に該当）

・判定対象者：(株)B



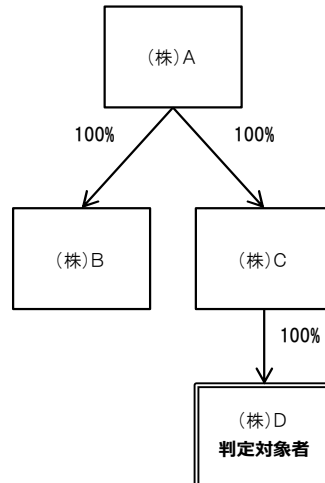
◎(株)Bを判定対象者とした場合、判定対象者の被支配会社の判定の基礎となった株主(株)A、判定対象者の被支配会社の判定の基礎となった株主を判定の基礎として被支配会社に該当する会社（(7)の括弧書きの部分）(株)C、上の二つの全部あるいは一部((株)Aと(株)C)を判定の基礎として被支配会社に該当する会社(株)Dが特殊関係となります。

・判定対象者：(株)C



◎判定対象者を(株)Cとした場合、特殊関係者は、(株)B（(7)に該当）と(株)D（(6)に該当）

・判定対象者：(株)D



◎判定対象社を(株)Dとした場合、特殊関係者はいない。

2 みなし共同事業の適用

(1) 判定日

特殊関係者を有する者であるかどうか及び当該特殊関係者であるかどうかの判定は、法人にあっては事業年度末日、個人にあっては12月31日の現況により行います。

(2) 免税点

特殊関係者と同一の建物において事業を行っている場合は、特殊関係者の使用している事業所の延べ床面積と従業者数を加えて免税点の判定をします。

特殊関係者が別の建物において事業を行っている場合は、みなし共同事業の対象とはならないので免税点の判定において特殊関係者の使用している事業所の床面積及び従業者数を加える必要はありません。

(3) 課税標準の算定

課税標準の算定は、特殊関係者の有無に関係なく納税義務者の使用している事業所床面積及び従業者給与総額となります。

3 みなし共同事業の計算例

〈例1〉

岡山市内で事業を行っている法人Aと法人Bがあり、それぞれの株主及び使用している床面積、従業者数及び給与総額は次のとおりです。

・株主

法人A…被支配会社でないため省略

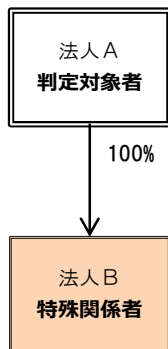
法人B…法人Aが100%保有

・北区の事務所の使用状況

法人名	床面積	従業者数	給与総額
法人A	400 m ²	70 人	140,000,000 円
法人B	300 m ²	50 人	100,000,000 円

・東区の事務所の使用状況

法人名	床面積	従業者数	給与総額
法人A	-	-	-
法人B	900 m ²	20 人	400,000,000 円



◎法人Aは、法人Bの株式の50%を超えて保有しているため法人Bは被支配会社となり、法人Bは法人Aの特殊関係者となります（(6) 該当）

◎法人A

法人Bは法人Aの特殊関係者となるため、北区の事業所において法人Aと同じ事業所で行っている法人Bの事業が法人Aと法人Bのみなし共同事業になります。東区の事業所は、A法人が使用していないため、みなし共同事業の対象とはなりません。

	資産割	従業者割
免税点判定	$400\text{ m}^2 + 300\text{ m}^2 = 700\text{ m}^2$ 免税点を超えないため課税なし	$70\text{ 人} + 50\text{ 人} = 120\text{ 人}$ 免税点を超えるため課税
課税標準		140,000,000 円

◎法人B

法人Bの特殊関係者となる者はいないため、みなし共同事業はありません。

	資産割	従業者割
免税点判定	$300\text{ m}^2 + 900\text{ m}^2 = 1,200\text{ m}^2$ 免税点を超えるため課税	$50\text{ 人} + 20\text{ 人} = 70\text{ 人}$ 免税点を超えないため課税なし
課税標準	1,200 m ²	

《例2》

同一のビルにおいて、法人A、法人B、法人C及び法人Dが事業を行っており株式の保有割合、使用面積、従業員数及び給与総額は次のとおりです。

・株式の保有割合

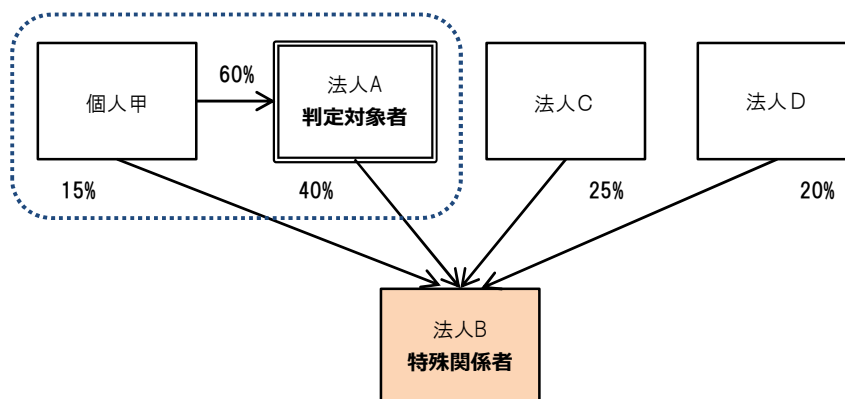
法人A・・・個人甲 60%，その他 40%

法人B・・・法人A 40%，法人C 25%，法人D 20%，個人甲 15%

法人C及び法人D・・・被支配会社にあたらないため省略

・使用状況

法人名	床面積	人数	給与総額
法人A	500 m ²	40 人	80,000,000 円
法人B	600 m ²	90 人	180,000,000 円
法人C	700 m ²	30 人	60,000,000 円
法人D	600 m ²	50 人	100,000,000 円



◎法人Aの株式の50%を超えて個人甲が保有しているため法人Aは被支配会社となります。また、個人甲と法人Aは被支配会社の判定において1人の株主とみなします。

法人Bについて、個人甲と法人Aという1人の株主で株式の保有割合の50%を超えるため被支配会社となります。1人の株主で50%を超えたため、残りの株主は被支配会社の判定には関係しません。

◎判定対象者を法人Aとした場合の特殊関係者は法人B、判定対象者を法人Bとした場合の特殊関係者は法人A、判定対象者をC、Dとした場合の特殊関係者はありません。

ちなみに、個人甲が事業を行っていた場合は、法人Aと法人Bが特殊関係者となります。

◎法人A

	資産割	従業員割
免税点判定	$500\text{ m}^2 + 600\text{ m}^2 = 1,100\text{ m}^2$ 免税点を超えるため課税	$40\text{ 人} + 90\text{ 人} = 130\text{ 人}$ 免税点を超えるため課税
課税標準	500 m ²	80,000,000 円

◎法人B

	資産割	従業員割
免税点判定	$600\text{ m}^2 + 500\text{ m}^2 = 1,100\text{ m}^2$ 免税点を超えるため課税	$90\text{ 人} + 40\text{ 人} = 130\text{ 人}$ 免税点を超えるため課税
課税標準	600 m ²	180,000,000 円

◎法人Cと法人Dは単独で判定し免税点以下のため課税されません。

7. 非課税

この税の創設の趣旨、目的などからみて、事業所税を課すべきでないと考えられる事業所等については、その一部又は全部について事業所税が課税されない（「非課税」といいます。）ことになっています。これらの非課税措置には人的非課税及び用途非課税の措置があり、概要は次のとおりです。

1 非課税の範囲

(1) 人的な非課税

ア 国及び非課税独立行政法人並びに法人税法第2条第5号の公共法人

（法第701条の34第1項）

イ 法人税法第2条第6号の公益法人等又は人格のない社団等が行う収益事業^{注1}以外の事業

（法第701条の34第2項）

注1 収益事業の範囲は、法人税法施行令第5条に規定する事業とされています。

ただし、当該事業のうち、学校法人（私立学校法第64条第4項の法人を含む）が学生又は生徒のために行う事業は除かれます。

収益事業と非収益事業を併せ行っている場合で、その区分ができないものについては、その法人等が法人税法施行令第6条の規定により区分して行う経理に基づき区分することとされています。

(2) 用途別非課税

用途による非課税は次の表のとおりです。（○印が非課税対象）

◎ 非課税対象施設一覧

対象	要件	具体例等	資産割	従業者割
1 博物館・教育文化施設	博物館法第2条第1項に規定する博物館その他政令で定める教育文化施設 ・法第701条の34第3項第3号 ・政令第56条の24	ア 博物館 イ 図書館 ウ 幼稚園（法第701条の34第3項第10号に該当する認定こども園を除く）	○	○
2 公衆浴場	公衆浴場法第1条第1項に規定する公衆浴場で政令で定めるもの ・法第701条の34第3項第4号 ・政令第56条の25	物価統制令により都道府県知事が入浴料金を定める公衆浴場（一般公衆浴場が対象）	○	○
3 と畜場	と畜場法第3条第2項に規定すると畜場 ・法第701条の34第3項第5号	食用に供する目的で獣畜（牛、馬、豚、めん羊、山羊）をと殺し、又は解体するために設置された施設で都道府県知事の許可を受けたもの	○	○
4 死亡獣畜取扱場	化製場等に関する法律第1条第3項に規定する死亡獣畜取扱場 ・法第701条の34第3項第6号	死亡獣畜（牛、馬、豚、めん羊及び山羊）を解体、埋却、焼却するための施設	○	○

対象	要件	具体例等	資産割	従業者割
5 水道施設	水道法第3条第8項に規定する水道施設 ・法第701条の34第3項第7号	水道のための取水、貯水、導水、浄水、送水、配水等の施設（専用水道は給水施設を含む。）で、水道事業者等の管理するもの	○	○
6 一般廃棄物処理施設	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項若しくは第6項の規定による許可若しくは同法第9条の8第1項の規定による認定を受けて、又は同法第7条第1項ただし書若しくは同条第6項ただし書の規定により市町村の委託を受けて行う一般廃棄物の収集、運搬又は処分の事業の用に供する施設 ・法第701条の34第3項第8号		○	○
7 病院・診療所等	医療法第1条の5に規定する病院及び診療所、介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設、同条第29項に規定する介護医療院で政令で定めるもの並びに看護師、准看護師、歯科衛生士その他政令で定める医療関係者の養成所 ・法第701条の34第3項第9号 ・政令第56条の26	・病院、診療所 ・医療法人が開設する介護老人保健施設、介護医療院 ・保健師、助産師、診療放射線技師、歯科技工士、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師の養成所	○	○
8 保護施設	生活保護法第38条第1項に規定する保護施設で政令で定めるもの ・法第701条の34第3項第10号 ・政令第56条の26の2	生活保護法規定する救護施設、更正施設、医療保護施設、授産施設、宿所提供施設	○	○
9 小規模保育事業施設	児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業の用に供する施設 ・法第701条の34第3項第10号の2		○	○
10 児童福祉施設	児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設で政令で定めるもの ・法第701条の34第3項第10号の3 ・政令第56条の26の3	児童福祉法に規定する助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童更正施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター（法第701条の34第3項第10号に該当する認定こども園を除く）	○	○
11 認定こども園	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定こども園 ・法第701条の34第3項第10号の4		○	○

対象	要件	具体例等	資産割	従業者割
12 老人福祉施設	老人福祉法第5条の3に規定する老人福祉施設で政令で定めるもの ・法第701条の34第3項第10号の5 ・政令第56条の26の4	老人福祉法に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センター	○	○
13 障害者支援施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に規定する障害者支援施設 ・法第701条の34第3項第10号の6		○	○
14 社会福祉事業施設	第10号から前号までに掲げる施設のほか、社会福祉法第2条第1項に規定する社会福祉事業の用に供する施設で政令で定めるもの ・法第701条の34第3項第10号の7 ・政令第56条の26の5	社会福祉法第2条第2項第1号に掲げる生計困難者に対して助葬を行う事業、同項第6号及び第7号に掲げる事業、同条第3項第1号及び第1号の2に掲げる事業、同項第2号に掲げる障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業等、同項第3号に掲げる事業、同項第4号に掲げる老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業及び複合型サービス福祉事業並びに同項第4号の2から第6号まで及び第8号から第13号までに掲げる事業の用に供する施設	○	○
15 包括的支援事業施設	介護保険法第115条の46第1項に規定する包括的支援事業の用に供する施設 ・法第701条の34第3項第10号の8	地域包括支援センター	○	○
16 家庭内保育・事業所内保育事業施設	児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業、同条第11項に規定する居宅訪問型保育事業又は同条第12項に規定する事業所内保育事業の用に供する施設 ・法第701条の34第3項第10号の9		○	○
17 農林漁業者の直接生産施設	農業、林業、漁業を営む者が直接その生産の用に供する施設で政令で定めるもの ・法第701条の34第3項第11号 ・政令第56条の27 ・省令第24条の3	ア 農作物育成管理用施設（農業用温室、ビニールハウス）、蚕室、畜舎等（牛舎、豚舎、鶏舎等） イ 家畜飼養管理用施設、農舎、農作物乾燥施設、農業生産資材貯蔵施設、堆肥舎、サイロ、きのこ栽培施設	○	○

対象	要件	具体例等	資産割	従業者割
18 農業協同組合等の共同利用施設	農業協同組合、水産業協同組合、森林組合、農事組合法人、農業協同組合連合会、生産森林組合又は森林組合連合会が農林水産業者の共同利用に供する施設で政令で定めるもの ・法第701条の34第3項第12号 ・政令第56条の28 ・省令第24条の4	ア 生産の用に供する施設 イ 国の補助金・交付金、日本政策金融公庫等の資金、農業近代化資金等の貸付を受けて設置された保管、加工、流通の用に供する施設 ウ 農林水産業者の研修のための施設 エ 試験研究施設	○	○
19 農業倉庫業者等の倉庫	旧農業倉庫業法第1条第1項の農業倉庫業者及び第19条第1項の連合農業倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫	農業倉庫業法の廃止に伴い、平成28年3月31日で終了する事業年度まで	○	○
20 卸売市場等	卸売市場法第2条第2項に規定する卸売市場及びその機能を補完するものとして政令で定める施設 ・法第701条の34第3項第14号 ・政令第56条の29 ・省令第24条の5	ア 卸売市場（中央卸売市場、地方卸売市場） イ (株)日本政策金融公庫法に規定する付設集団売場、卸売又は仲卸しの業務の用に供する施設（倉庫、冷蔵庫、処理加工施設、配達センター、計算センター） ウ 卸売市場法の規定により指定された場所において生鮮食料品等を保管する施設（指定場外保管場所）	○	○
21 電気工作物等	電気事業法第2条第1項第8号に規定する一般送配電事業、同項第10号に規定する送電事業、同項第11号の2に規定する配電事業、同項第14号に規定する発電事業又は同項第15号の3に規定する特定卸供給事業の用に供する施設で政令で定めるもの ・法第701条の34第3項第16号 ・政令第56条の32	電気事業法に規定する、 ア 電気工作物（発電、蓄電、変電、送電、配電、電気の使用のために設置する機械、器具、ダム、水路、貯水池、電線路その他の工作物） イ 保安施設（当該施設の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視、点検、検査又は操作のために必要な施設）	○	○
22 ガス工作物等	ガス事業法第2条第5項に規定する一般ガス導管事業又は同条第9項に規定するガス製造事業（当該ガス製造事業により製造されたガスが、直接又は間接に同条第6項に規定する一般ガス導管事業者が維持し、及び運用する導管により受け入れられるものに限る。）の用に供する施設で政令で定めるもの ・法第701条の34第3項第17号 ・政令第56条の33	ガス事業法に規定する、 ア ガス工作物（ガス発生設備、ガスホルダー、ガス精製設備、排送機、圧送機、整圧器、導管、受電設備その他の工作物及びこれらの附属設備であつて、ガス事業の用に供するもの） イ 保安施設（当該施設の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視、点検、検査又は操作のために必要な施設）	○	○

対象	要件	具体例等	資産割	従業者割
23 中小企業の集積の活性化等事業用施設	<p>独立行政法人中小企業基盤整備機構法第15条第1項第3号ロに規定する連携等又は中小企業の集積の活性化に寄与する事業で政令で定めるものを行う者が都道府県又は独立行政法人中小企業基盤整備機構から同号ロの資金の貸付けを受けて設置する施設のうち、当該事業又は当該事業に係るものとして政令で定める事業の用に供する施設で政令で定めるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法第701条の34第3項第18号 ・政令第56条の34 	<p>政令で定める事業は独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令第3条第1項第2号から第4号までに掲げる事業（省令で定めるものは除く。）とする</p> <p>政令で定める施設は、工場、研究施設、情報サービス業を行う事業場、店舗、倉庫及び共同施設又はこれらの附属設備</p>	○	○
24 中小企業の産業の国際競争力強化事業用施設等	<p>総合特別区域法第2条第2項第5号イ又は第2条第3項第5号イに規定する事業を行う者が市町村から資金の貸付けを受けて設置する施設のうち当該事業又は当該事業に係るものとして政令で定める事業の用に供する施設で政令で定めるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法第701条の34第3項第19号 ・政令第56条の35 ・省令第24条の5の3、24条の5の4 	<p>政令で定める施設は、工場、研究施設、情報サービス業を行う事業場、店舗、倉庫及び共同施設又はこれらの附属設備</p>	○	○
25 鉄道事業用施設等	<p>鉄道事業法第7条第1項に規定する鉄道事業者又は軌道法第4条に規定する軌道経営者がその本来の事業の用に供する施設で政令で定めるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法第701条の34第3項第20号 ・政令第56条の36 	<p>本来の事業の用に供する施設のうち事務所及び発電施設以外の施設（営業所、停車場、停留所、運転指令所、電力指令所、信号所、車庫、貨物庫、変電所、配電所、開閉所、巻場所、監視所、駐在所、修理工場（直営のみ）、資材機械等の貯蔵倉庫等）</p>	○	○
26 自動車運送事業用施設	<p>道路運送法第3条第1号イ、貨物自動車運送事業法第2条第2項、貨物利用運送事業法第2条第6項若しくは同条第8項に規定する事業を営む者が、その本来の事業の用に供する施設で政令で定めるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法第701条の34第3項第21号 ・政令第56条の37 	<p>次の事業を営む者が、その本来の事業の用に供する施設のうち事務所以外の施設</p> <p>ア 一般乗合旅客自動車運送事業（乗合バス、路線バス） 営業所、案内書、出札所、待合室、指令室、車庫、洗車場、整備工場（直営のみ）、従業員の仮眠所等</p> <p>イ 一般貨物自動車運送事業 営業所、車庫、整備工場（直営のみ）、乗務員の休憩または睡眠のための施設、貨物保管庫（一時保管）、荷捌施設等</p> <p>ウ 貨物利用運送事業のうち鉄道運送事業者の行う貨物の運送 営業所、車庫、保管庫、荷扱所、上屋、労務員詰所等</p> <p>エ 第二種貨物利用運送事業のうち航空運送事業者の行う貨物の運送に係るもの 営業所、車庫、保管庫、荷扱所、上屋、労務員詰所等</p>	○	○

対象	要件	具体例等	資産割	従業者割
27 自動車ターミナル	自動車ターミナル法第2条第6項に規定するバスターミナル又はトラックターミナルの用に供する施設で政令で定めるもの ・法第701条の34第3項第22号 ・政令第56条の38	本来の事業の用に供する施設のうち事務所以外の施設 ア バスターミナル事業に係る施設 誘導車路、操車場所、停留場所、駐車場、洗車場、給油場、検車場、乗降場、旅客路、待合所、切符売り裁き所等 イ トラックターミナル事業に係る施設 誘導車路、操車場所、停留場所、荷払場、コンテナ・パレットデポ、駐車場、洗車場、給油所、検査場、検量場、保管庫（貨物一時保管）、営業所、乗務員の休憩または睡眠のための施設等	○	○
28 国際路線航空事業用施設	国際路線に就航する航空機が使用する公共の飛行場に設置される施設で、当該国際路線に係るものとして政令で定める施設で航空運送事業者が使用するもの ・法第701条の34第3項第23号 ・政令第56条の39 ・省令第24条の6	航空法の許可を受けた者がその事業の用に供する施設のうち、次のもの ア 格納庫、運航管理施設、航空機の整備のための施設、 イ 貨物取扱施設、整備用資材の保管施設、地上作業用機材の整備施設、車庫、変電所及び発電所 ウ 旅客カウンター、チケットロビー、キャッシャーーム、遺失物保管室、手荷物取り扱い施設等 エ 待合室、ロビー及び通路、階段等無償で旅客又は一般公衆の用に供する施設（消防用設備等・防火施設等を除く。）	○	○
29 電気通信事業用施設	専ら公衆の利用を目的として電気通信回線設備を設置して電気通信事業法第2条第3号に規定する電気通信役務を提供する同条第4号に規定する電気通信事業（無線通話装置を用いる事業を除く）を営む者で政令で定めるものが当該電気通信事業の用に供する施設で政令で定めるもの ・法第701条の34第3項第24号 ・政令第56条の40 ・省令第24条の6の2	電気通信事業を営む者とは、電気通信事業法の規定による認定を受けた者のうち、 ア 第一種指定電気通信設備を設置する者 イ 総務大臣が指定するもの 施設とは、電気通信事業の用に供する施設のうち、次に掲げる施設以外の施設 ア 事務所 イ 研究施設 ウ 研修施設	○	○
30 一般信書事業用施設	民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項に規定する一般信書便事業者がその本来の事業の用に供する施設で政令で定めるもの ・法第701条の34第3項第25号 ・政令第56条の40の2 ・省令第24条の6の3	一般信書便事業者がその本来の事業の用に供する施設のうち、 ア 信書便物の引受けの用に供する施設 イ 信書郵便の配達のために供する施設 ウ その他信書便物の送達のために供する施設（区分、転送、還付及び管理のために供する施設）	○	○

対象	要件	具体例等	資産割	従業者割
31 郵便事業用施設	<p>日本郵便(株)が日本郵便(株)法第4条第1項第1号及び第6号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務の用に供する施設で政令で定めるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法第701条の34第3項第25号の2 ・政令第56条の40の3 ・省令第24条の6の4 	<p>ア 郵便物の送達の用に供する施設（郵便物の配達、表示、区分、転送、還付及び保管の用に供する施設）</p> <p>イ 簡易郵便局法に規定する郵便窓口業務（郵便物の引受け、郵便物の交付、郵便切手類の販売、各々の業務に付随する業務）又は印紙の売りさばきの用に供する施設</p>	○	○
32 福利厚生施設	<p>勤労者の福利厚生施設で政令で定めるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法第701条の34第3項第26号 ・政令第56条の41 ・省令第24条の7 	<p>事業を行う者又は事業を行う者で組織する団体が経営する、専ら当該事業を行う者又は当該団体の構成員である事業を行う者が雇用する勤労者の利用に供するための福利厚生施設、並びにこれらの者等からの経営の委託を受けて行う専ら勤労者等の利用に供する福利厚生施設</p> <p>ア 福利厚生施設に該当するもの 食堂、売店、体育館、診療室、娯楽室、美容室、理容室、喫茶室、</p> <p>イ 業務上必要なものとして設置されている場合には、福利厚生施設には該当しないもの 更衣室、浴場、休憩所、仮眠室、喫煙室及び宿泊室 （業務上必要なものの例：就業規則等で、制服の着用が義務付けられているなど）</p> <p>ウ 福利厚生施設に該当しないもの 研修所、自動販売機、通勤自転車置場</p> <p>エ 課税の対象とならないもの 居住の用に供するもの（社員寮、社宅）</p>	○	○

対象	要件	具体例等	資産割	従業者割
33 路外駐車場	<p>駐車場法第2条第2号に規定する路外駐車場で政令で定めるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法第701条の34第3項第27号 ・政令第56条の42 ・省令第24条の8 	<p>・路外駐車場とは道路法による道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であって一般公共の用に供されるもの（不特定多数の者が、自由に利用できる状態にあり、特定の者の利用を拒むことが出来ないもの）</p> <p>・政令で定める路外駐車場</p> <p>ア 駐車場法第2条第2号に規定する路外駐車場（以下「特定路外駐車場」という）で都市計画において定められたもの</p> <p>イ 特定路外駐車場で駐車場法第12条の規定により届出がなされたもの（アを除く）</p> <p>ウ 一般公共の用に供されるものとして指定都市等の長が認めた特定路外駐車場で、以下の施設からおおむね200メートル以内に設置され、不特定多数の利用に供される路外駐車場</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>駅頭の交通施設 美術館、図書館、博物館等の文化施設 都道府県庁、市役所等の公共施設 商店街、大型店舗（大型店舗に設置される路外駐車場にあっては、他の大型店舗に限る。） 病院、ホール、スポーツ施設、公園、大学 その他公益上必要な施設</p> </div> <p>・駐車場の範囲 駐車の用に供する部分及び車路、料金徴収所、ターンテーブル、 駐車の用に供する部分と同一の階に設置されている管理所、待合室及び運転手控室</p>	○	○
34 都市計画において定められた自転車等駐車場	<p>道路交通法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車又は同項第11号の2に規定する自転車の駐車のための施設で都市計画法第11条第1項第1号に掲げる駐車場として都市計画に定められたもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法第701条の34第3項第28号 	<p>都市計画において定められたもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駐車場の範囲 駐車の用に供する部分、車路、料金徴収所、管理所等 	○	○
35 高速道路事業用施設	<p>東日本高速道路(株)、首都高速道路(株)、中日本高速道路(株)、西日本高速道路(株)、阪神高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)が、高速道路株式会社法第5条第1項第1号、第2号又は第4号に規定する事業の用に供する施設で政令で定めるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法第701条の34第3項第29号 ・政令第56条の42の2 	<p>本来の事業の用に供する施設のうち事務所以外の施設</p>	○	○

対象	要件	具体例等	資産割	従業者割
36 消防用設備等・防火施設等	百貨店、旅館その他の消防法第17条第1項に規定する防火対象物で多数の者が出入するものとして政令で定めるものに設置される同項に規定する消防用設備等で政令で定めるもの及び同条第3項に規定する特殊消防用設備等並びに当該防火対象物に設置される建築基準法第35条に規定する避難施設その他の政令で定める防災に関する施設又は設備のうち政令で定める部分に係る事業所床面積 ・法第701条の34第4項 ・政令第56条の43 ・省令第24条の9	特定防火対象物に設置される消防用設備等及び特殊消防用設備等並びに防災施設等 29頁参照	○	○
37 港湾運送事業用施設	港湾運送事業法第9条第1項に規定する港湾運送事業者がその本来の事業の用に供する施設で政令で定めるものに係る従業者給与総額 ・法第701条の34第5項 ・政令第56条の46 ・省令第24条の10	港湾運送事業者が本来の事業の用に供する施設（労働者詰め所及び現場事務所）に従事するものに係る従業者給与総額 ・港湾運送事業 一般港湾運送事業、港湾荷役事業、はしけ運送事業、いかだ運送事業、検数事業、鑑定事業、検量事業	○	○

- ※ 人の居住用に供されるもの（社宅、社員寮等）は、事業所税の課税対象となりません。
- ※ この項目での、事務所以外の施設の「事務所」とは、庶務、会計等いわゆる現業に属さない総合的な事務を行う建物（付属する物置、炊事場、小使室、会議室、金庫等を含む）とされています。ただし、物品の加工、販売等を行う場所の一部において、現業に直結して、現金の出納、事務所との連絡、従業員の出欠等の事務を行うため、単に一、二の机を配した程度の場所は事務所とはしません。

2 非課税の適用

（1）非課税の判定日

事業所税（資産割・従業者割）の非課税の適用を受ける事業であるかどうかの判定は、課税標準の算定期間の末日の現況によります。

（2）課税標準の算定期間中に用途変更があった場合

算定期間中に事業所用家屋の用途が課税用途から非課税用途に、または非課税用途から課税用途に変更した場合は、算定期間の末日現在の用途により申告し、月割計算は行ないません。

（3）非課税の適用を受ける事業とその他の事業を併せ行う場合の従業者割

対象施設に係る従業者がそれぞれの事業に従事した分量に応じて按分することになります。なお、事業に従事した分量が不明の場合には、均等に従事したものとして計算した額によります。

◎ 「特定防火対象物」に係る非課税

消防法第 17 条第 1 項の防火対象物のうち、百貨店、興業場等の多数の者が出入りする施設で（附表 1）に掲げる特定防火対象物に設置されている消防用設備等（附表 2）に係る床面積については、非課税とするとともに、建築基準法に定める避難施設等（附表 3）に係る床面積についても、その一部分を非課税としています。

なお、特定防火対象物ではない一般の事業用家屋に当該設備等が設置されていても非課税には該当しません。

（１） 特定防火対象物（附表 1）

消防法施行令別表第 1 の防火対象物のうち下表に該当するものに限られます。

消防法施行令 別表第 1 の項		建物の用途
(一)	イ	劇場、映画館、演芸場、観覧場
	ロ	公会堂、集会場
(二)	イ	キャバレー、カフェ、ナイトクラブその他これらに類するもの
	ロ	遊技場、ダンスホール
	ハ	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第五項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗(ニ並びに(一)イ、(四)、(五)イ及び(九)イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。)その他これに類するもの
	ニ	カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室(これに類する施設を含む)において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの
(三)	イ	待合、料理店その他これらに類するもの
	ロ	飲食店
(四)		百貨店、マーケットその他物品販売を営む店舗、展示場
(五)	イ	旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの
(六)	イ	次に掲げる防火対象物 (1)次のいずれにも該当する病院(火災発生時の延焼を抑制するための消火活動を適切に実施することができる体制を有するものとして総務省令で定めるものを除く。) (i)診療科名中に特定診療科名(内科、整形外科、リハビリテーション科その他の総務省令で定める診療科名をいう。(2)(i)において同じ。)を有すること。 (ii)医療法第七条第二項第四号に規定する療養病床又は同項第五号に規定する一般病床を有すること。 (2)次のいずれにも該当する診療所 (i)診療科名中に特定診療科名を有すること。 (ii)四人以上の患者を入院させるための施設を有すること。 (3)病院((1)に掲げるものを除く。)、患者を入院させるための施設を有する診療所((2)に掲げるものを除く。)又は入所施設を有する助産所 (4)患者を入院させるための施設を有しない診療所又は入所施設を有しない助産所

消防法施行令 別表第1の項	建物の用途
	<p>次に掲げる防火対象物</p> <p>(1)老人短期入所施設, 養護老人ホーム, 特別養護老人ホーム, 軽費老人ホーム(介護保険法第七条第一項に規定する要介護状態区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者(以下「避難が困難な要介護者」という。)を主として入居させるものに限る。), 有料老人ホーム(避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。), 介護老人保健施設, 老人福祉法第五条の二第四項に規定する老人短期入所事業を行う施設, 同条第五項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設(避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る。), 同条第六項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの</p> <p>(2)救護施設</p> <p>(3)乳児院</p> <p>(4)障害児入所施設</p> <p>(5)障害者支援施設(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第四条第一項に規定する障害者又は同条第二項に規定する障害児であつて, 同条第四項に規定する障害支援区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者(以下「避難が困難な障害者等」という。)を主として入所させるものに限る。)又は同法第五条第八項に規定する短期入所若しくは同条第十七項に規定する共同生活援助を行う施設(避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。ハ(5)において「短期入所等施設」という。)</p>
(六)	<p>次に掲げる防火対象物</p> <p>(1)老人デイサービスセンター, 軽費老人ホーム(ロ(1)に掲げるものを除く。), 老人福祉センター, 老人介護支援センター, 有料老人ホーム(ロ(1)に掲げるものを除く。), 老人福祉法第五条の二第三項に規定する老人デイサービス事業を行う施設, 同条第五項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設(ロ(1)に掲げるものを除く。)その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの</p> <p>(2)更生施設</p> <p>(3)助産施設, 保育所, 幼保連携型認定こども園, 児童養護施設, 児童自立支援施設, 児童家庭支援センター, 児童福祉法第六条の三第七項に規定する一時預かり事業又は同条第九項に規定する家庭的保育事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの</p> <p>(4)児童発達支援センター, 児童心理治療施設又は児童福祉法第六条の二の二第二項に規定する児童発達支援若しくは同条第四項に規定する放課後等デイサービスを行う施設(児童発達支援センターを除く。)</p> <p>(5)身体障害者福祉センター, 障害者支援施設(ロ(5)に掲げるものを除く。), 地域活動支援センター, 福祉ホーム又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第七項に規定する生活介護, 同条第八項に規定する短期入所, 同条第十二項に規定する自立訓練, 同条第十三項に規定する就労移行支援, 同条第十四項に規定する就労継続支援若しくは同条第十五項に規定する共同生活援助を行う施設(短期入所等施設を除く。)</p>
	ニ 幼稚園又は特別支援学校
(九)	イ 公衆浴場のうち, 蒸気浴場, 熱気浴場, その他これらに類するもの

消防法施行令 別表第1の項		建物の用途
(十六)	イ	複合用途防火対象物のうち、その一部が(一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項又は(九)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの
(十六)	の(二)	地下街
(十六)	の(三)	建築物の地階((十六の二)項に掲げるものの各階を除く。)で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの((一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項又は(九)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。)

(2) 消防用設備等(附表2)

消防法第17条第1項に規定する消防用設備であって、消防法施行令第2章の規定に適合するもの又は同法第17条の2の5第1項若しくは第17条の3第1項の規定に適用があるものに限られます。(下記設備等に付置される電源を含みます。)

区分	設備等	非課税部分
消火設備	① 消火器及び次に掲げる簡易消火用具 (水バケツ、水槽、乾燥砂、膨張ひる石、膨張真珠岩) ② 屋内消火栓設備 ③ スプリンクラー設備 ④ 水噴霧消火設備 ⑤ 泡消火設備 ⑥ 不活性ガス消火設備 ⑦ ハロゲン化物消化設備 ⑧ 粉末消火設備 ⑨ 屋外消火栓設備 ⑩ 動力消防ポンプ設備	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 移動性消火用具について 設置箇所に消防法施行規則に基づく 標識が設けられ、かつ当該設置場所 に常置されている場合に限り、その 占用床面積が非課税となります </div> 全部
警報設備	① 自動火災報知設備 ② ガス漏れ火災警報設備 ③ 漏電火災警報機 ④ 消防機関へ通報する火災報知設備 ⑤ 警鐘、携帯用拡声器、手動式サイレンその他の非常警報器具及び次に掲げる非常警報設備(非常ベル、自動式サイレン、放送設備)	全部
避難設備	① すべり台、避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋その他の避難器具 ② 誘導灯、誘導標識	全部
消防用水	防火水槽、これに代わる貯水池その他の用水	全部
消化活動上 必要な施設	排煙設備、連結散水設備、連結送水管、非常コンセント設備、無線通信補助設備	全部

(3) 避難施設等 (附表 3)

区分欄の法令に基づいて設けられた施設等にに限られます。

区分	施設等	非課税部分
建築基準法第 35 条に規定する施設又は設備	① 避難階段の階段室，特別避難階段の階段室及び附室 ② 排煙設備（予備電源装置を含む） ③ 非常用の照明装置（予備電源を含む） ④ 進入口（バルコニーを含む）	全部
	① 廊下 ② 階段（避難階〈直接地上へ通ずる出入り口のある階〉又は地上へ通ずる直通階段に限る。） ③ 避難階における屋外への出入り口	$\frac{1}{2}$
非常用エレベーター	非常用エレベーター（予備電源，乗降ロビーを含む。）	全部
建築基準法施行令第 20 条の 2 第 2 号に規定する中央管理室のうち、右に掲げる設備または装置を設置しているもの ※中央管理室のうち、右の③に係る部分は消防用設備等の非課税対象となっているため、当該部分を除く。	① 排煙設備の制御及び作動の状態の監視に係る設備 ② 非常用エレベーターのかごを呼び戻す装置の作動に係る設備及び非常用エレベーターのかご内と連絡する電話装置 ③ 消防機関へ通報する火災報知設備	$\frac{1}{2}$
建築基準法施行令第 112 条第 11 項に規定する建築物 ^{注 1} の右に掲げる部分で防火区画されているもの	① 吹き抜けとなっている部分 ② 階段の部分 ③ 昇降機の昇降路の部分 ④ ダクトスペース，パイプスペースの部分 ⑤ その他これらに類するもの 注 1 建築基準法施行令第 112 条第 11 項に規定する建築物とは，主要構造部を準耐火構造とし，かつ地階又は 3 階以上の階に居室を有する建築物をいう。	$\frac{1}{2}$
指定都市等の条例に基づき設置する避難通路等	① 指定都市等の条例に基づき設置する避難通路で，スプリンクラー設備（消防法施行令第 12 条に定める技術上の基準に従い，又は当該技術上の基準の例により設置するものに限る）の有効範囲内に設置するもの。	全部
	② 指定都市等の条例に基づき設置する上記以外の避難通路，喫煙所	$\frac{1}{2}$
その他	特定行政庁の命令に基づき設置する防災に関する施設又は設備	$\frac{1}{2}$

8. 課税標準の特例

次の一覧に掲げるものについては、この税の性格、目的、及び社会、経済政策的な観点などから、事業所税を軽減する特例措置（課税標準の特例措置）が講じられており、それぞれに掲げる割合を乗じて得た面積又は金額を控除します。

1 課税標準の特例措置の範囲

◎ 特例対象施設一覧

対象	要件	具体例等	控除割合	
			資産割	従業者割
1 協同組合等	法人税法第2条第7号の協同組合等がその本来の事業の用に供する施設 ・法第701条の41第1項第1号	農業協同組合、中小企業等協同組合（企業組合を除く。）、信用金庫、労働金庫等 <u>※人的な特例控除</u>	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$
2 各種学校等	学校教育法第124条の専修学校又は第134条第1項の各種学校において直接教育の用に供する施設 ・法第701条の41第1項第2号	経理専門学校、料理学校、美容・理容学校、洋裁・和裁学校等 ※学校法人が設置するものは法第701条の34第2項の適用により非課税 20頁参照 のため除く	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$
3 公害防止施設等	事業活動に伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他公害の防止又は資源の有効な利用のための施設で政令で定めるもの （4 産業廃棄物収集運搬事業用施設に掲げるものを除く） ・法第701条の41第1項第3号 ・政令第56条の53 ・省令第24条の11	ア 水質汚濁防止法に規定する特定施設を設置する工場又は事業場の汚水、廃液の処理施設及び公共下水道を使用する者が設置する除害施設で一定のもの イ 大気汚染防止法に規定するばい煙処理施設及び揮発性有機化合物の排出の抑制施設で一定のもの ウ 大気汚染防止法に規定する指定物質排出施設から排出、飛散する指定物質の排出、飛散の抑制施設で一定のもの エ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定するごみ処理施設、産業廃棄物処理施設で一定のもの オ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に規定する廃油処理施設 カ ダイオキシソ類対策特別措置法に規定する特定施設から排出されるダイオキシソ類の処理施設で一定のもの	$\frac{3}{4}$	

対象	要件	具体例等	控除割合	
			資産割	従業者割
4 産業廃棄物収集運搬事業用施設	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項若しくは第6項若しくは第14条の4第1項若しくは第6項の規定による許可又は同法第15条の4の2第1項の規定による認定を受けて行う産業廃棄物の収集、運搬又は処分の事業その他公害防止又は資源の有効な利用のための事業で政令で定めるものの用に供する施設で政令で定めるもの</p> <p>・法第701条の41第1項第4号 ・政令第56条の53の2</p>	<p>ア～ウの事業の用に供する施設のうち事務所以外の施設</p> <p>ア 広域臨海環境整備センター法に規定する業務として行う産業廃棄物の収集、運搬又は処分の事業</p> <p>イ 浄化槽法の規定による許可を受けて行う浄化槽清掃の事業</p> <p>ウ 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の規定による許可を受けて行う廃油処理事業</p>	$\frac{3}{4}$	$\frac{1}{2}$
5 家畜市場	<p>家畜取引法第2条第3項に規定する家畜市場</p> <p>・法第701条の41第1項第5号</p>	<p>牛、馬、めん羊、山羊及び豚の取引のために開設される市場であって、つなぎ場及び売場を設けて定期に又は継続して開場されるもの</p>	$\frac{3}{4}$	
6 生鮮食品価格安定用施設	<p>生鮮食料品の価格安定に資することを目的として設置される施設で政令で定めるもの</p> <p>・法第701条の41第1項第6号 ・政令第56条の54 ・省令第24条の12</p>	<p>消費地食肉冷蔵施設で、国、地方公共団体の補助又は(株)日本政策金融公庫等の資金若しくは農業近代化資金の貸付けを受けて設置したもの</p>	$\frac{3}{4}$	
7 醸造業の製造用施設	<p>みそ、しょうゆ、食用酢、酒類の製造業者が直接これらの製造の用に供する施設で政令で定めるもの</p> <p>・法第701条の41第1項第7号 ・政令第56条の56</p>	<p>製造業者が直接これらの製造の用に供する施設のうち、包装、びん詰、たる詰その他これらに類する作業のための施設以外の施設</p> <p>※原材料の保管施設は、直接これらの製造の用に供する施設に該当しない</p>	$\frac{3}{4}$	
8 木材市場・木材保管施設	<p>木材取引のために開設される市場で政令で定めるもの又は製材、合板の製造その他の木材加工業者で政令で定めるもの若しくは木材の販売業者がその事業の用に供する木材の保管施設で政令で定めるもの</p> <p>・法第701条の41第1項第8号 ・政令第56条の57 ・省令第24条の14</p>	<p>「木材取引のために開設される」市場とは、売り場を設けて定期に又は継続して開場され、かつその売買がせり売り、入札の方法で行われるもの</p> <p>「木材加工業者」とは製材業、合板製造業、床板製造業、パーティクルボード製造業又は木材防腐処理業（産業標準化法に基づく日本産業規格A9002（木質材料の加圧式保存処理方法）に適合する処理方法に限る）を営む者</p> <p>「保管施設」は、専ら木材の保管の用に供される施設。※保管場所への搬入通路含めおおむね8割程度以上保管の用に供されていること。</p>	$\frac{3}{4}$	

対象	要件	具体例等	控除割合	
			資産割	従業者割
9 旅館・ホテル営業用施設	旅館業法第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業の用に供する施設で政令で定めるもの ・法第701条の41第1項第9号 ・政令第56条の60 ・省令第24条の19	「旅館・ホテル営業」とは、施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、簡易宿所営業及び下宿営業以外のもの 「施設」は客室、食堂（専ら宿泊客の利用に供するもの）、広間（主として宿泊客以外の宴会用に使用される施設を除く）、ロビー、浴室、厨房、機械室、その他これらに類する施設で宿泊に係るもの ※特定防火対象施設に係る消防用設備等及び避難施設等は、法第701条の34第4項の適用により非課税「29頁参照」のため除く ※風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条第6項第4号に掲げる営業の用に供する施設を除く	1 — 2	
10 港湾施設のうち一定のもの	港湾法第2条第5項に規定する港湾施設のうち、同項第5号、第7号又は第8号の2に掲げる施設で政令で定めるもの ・法第701条の41第1項第10号 ・政令第56条の61 ・省令第24条の19	港湾区域、臨港地区内の次の施設 ア 航行補助施設のうち、航路標識並びに船舶の入出港のための信号施設、照明施設及び港務通信施設 イ 旅客施設のうち、旅客乗降用固定施設、手荷物取扱所、待合所及び宿泊所 ウ 船舶役務用施設のうち、船舶のための給水施設、給油施設、給炭施設、船舶修理施設、船舶保管施設	1 — 2	1 — 2
11 港湾施設の上屋、倉庫	港湾法第2条第5項に規定する港湾施設のうち、同項第6号又は第8号に掲げる施設で政令で定めるもの ・法第701条の41第1項第11号 ・政令第56条の62	港湾区域、臨港地区内の上屋及び倉庫 ア 荷さばき施設のうち上屋 イ 保管施設のうち倉庫（倉庫業法第7条第1項に規定する倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫に限る）	3 — 4	1 — 2
12 外国貿易コンテナ施設	外国貿易のため外国航路に就航する船舶により運送されるコンテナ貨物に係る荷さばきの用に供する施設（11 港湾施設の上屋、倉庫に掲げるものを除く） ・法第701条の41第1項第12号		1 — 2	

対象	要件	具体例等	控除割合	
			資産割	従業者割
13 港湾運送事業用上屋	港湾運送事業法第2条第2項に規定する港湾運送事業のうち、同法第3条第1号又は第2号に掲げる一般港湾運送事業又は港湾荷役事業の用に供する上屋 (11 港湾施設の上屋, 倉庫に掲げるものを除く) ・法第701条の41第1項第13号	当該事業者が本来の事業の用に供する港湾区域, 臨港地区外の上屋	$\frac{1}{2}$	
14 倉庫業者の倉庫	倉庫業法第7条第1項に規定する倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫(11 港湾施設の上屋, 倉庫及び18 流通業務地区内の倉庫業者の倉庫に掲げるものを除く) ・法第701条の41第1項第14号	地方運輸局の登録を受けた倉庫	$\frac{3}{4}$	
15 タクシー事業用施設	道路運送法第3条第1号ハに掲げる事業(タクシー業務適正化特別措置法第2条第3項に規定するタクシー事業に限る)の用に供する施設で政令で定めるもの ・法第701条の41第1項第15号 ・政令第56条の63	タクシー事業者(ハイヤー事業者を除く)が, その本来の事業の用に供する施設のうち, 事務所以外の施設営業所, 車庫, 点検施設, 給油施設, 洗車場, 整備工場(直営に限る), 資材部品倉庫等	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$
16 公共の飛行場に設置される施設	公共の飛行場に設置される施設で政令で定めるもの(法第701条の34第3項第23号の国際路線航空事業用施設に掲げるものを除く(25頁参照)) ・法第701条の41第1項第16号 ・政令第56条の64 ・省令第24条の20	ア 格納庫, 運行管理施設, 航空機の整備施設 イ 貨物取扱施設, 航空機部品の整備・保管施設, 整備用資材保管施設, 地上作業用機材の整備施設, 車庫, 変電所及び配電所 ウ 旅客カウンター, チケットロビー, キャッシュルーム, 遺失物保管室, 手荷物取扱施設 エ 待合室, ロビー, 通路, 階段等無償で旅客又は一般公衆の用に供する施設 ※特定防火対象施設に係る消防用設備等及び避難施設等は, 法第701条の34第4項の適用により非課税(29頁参照)のため除く	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$

対象	要件	具体例等	控除割合	
			資産割	従業者割
17 流通業務地区内の上屋、店舗等	<p>流通業務市街地の整備に関する法律第4条第1項に規定する流通業務地区内に設置される同法第5条第1項第1号、第3号から第5号まで又は第9号に掲げる施設で政令で定めるもの（18流通業務地区内の倉庫業者の倉庫に掲げるものを除く）</p> <p>・法第701条の41第1項第17号 ・政令第56条の65</p>	<p>ア トラックターミナル、鉄道の貨物駅その他貨物の積卸しのための施設</p> <p>イ 倉庫、野積場若しくは貯蔵槽又は貯木場</p> <p>ウ 上屋又、荷さばき場</p> <p>エ 道路貨物運送業、貨物運送取扱業、信書送達業、倉庫業又は卸売業の用に供する事務所又は店舗のうち事務所以外の施設</p> <p>オ ア～エに掲げる施設に附帯する自動車駐車場又は自動車車庫</p> <p>※鉄道事業の用に供する貨物駅等又は自動車ターミナル法に規定するトラックターミナルは法第701条の34第20号及び22号の適用により非課税 25頁参照 のため除く</p>	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$
18 流通業務地区内の倉庫業者の倉庫	<p>流通業務市街地の整備に関する法律第4条第1項に規定する流通業務地区内に設置される倉庫で倉庫業者がその本来の事業の用に供するもの</p> <p>・法第701条の41第1項第18号</p>	17 流通業務地区内の上屋、店舗等のイの倉庫のうち、倉庫業者がその本来の事業の用に供するものであって、14 倉庫業者の倉庫に掲げる倉庫と同様のもの	$\frac{3}{4}$	$\frac{1}{2}$
19 特定信書便事業用施設	<p>民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第9項に規定する特定信書便事業者がその本来の事業の用に供する施設で政令で定めるもの</p> <p>・法第701条の41第1項第19号 ・政令第56条の66 ・省令第24条の21</p>	<p>ア 信書便物の引受け及び配達のために供する施設</p> <p>イ 信書便物の表示、区分、転送、還付及び管理の用に供する施設</p>	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$
20 心身障害者多数雇用事業所	<p>心身障害者を多数雇用するものとして政令で定める事業所等（障害者の雇用の促進等に関する法律第49条第1項第6号の助成金その他これに類するものとして総務省令で定めるものの支給に係る施設又は設備に係るものに限る）</p> <p>・法第701条の41第2項 ・政令第56条の68 ・省令第24条の22</p>	<p>ア、イのいずれにも該当するとして、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が支給する助成金（重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金）の支給に係る施設又は設備において行う事業</p> <p>ア 現に雇用している重度障害者等である労働者の数が10人以上であり、かつ、当該重度障害者等である労働者の数の現に雇用している労働者の数のうちに占める割合が10の2以上である事業所</p> <p>イ 現に雇用している重度障害者等である労働者の適当な雇用を継続することができるものと認められるものであること</p>	$\frac{1}{2}$	

対象	要件	具体例等	控除割合	
			資産割	従業者割
21 雇用改善助成対象者	<p>年齢 55 歳以上 65 歳未満の者のうち雇用保険法その他の法令の規定に基づく国の雇用に関する助成に係る者で政令で定めるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法第 701 条の 31 第 1 項第 5 号 ・ 政令第 56 条の 17 の 2 ・ 省令第 24 条の 2 	<p>ア 特定求職者雇用開発助成金の支給に係る者 雇用保険法施行規則第 109 条又は労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則に規定する助成金の支給に係る雇入れの日において年齢 55 歳以上 65 歳未満の者</p> <p>イ 作業環境の適応訓練を受けた者 雇用保険法施行規則第 130 条又は労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律に規定する訓練を受けた者のうち、指示を受けた日において年齢 55 歳以上 65 歳未満の者</p> <p>ウ 本州四国連絡橋の建設に伴う雇用奨励金の支給に係る者 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法施行令に規定する雇用奨励金の支給に係る雇入れの日において年齢 55 歳以上 65 歳未満の者</p> <p>※非課税の対象者は除く 20 頁参照</p>		1 — 2
22 特定農産加工事業用施設	<p>特定農産加工業経営改善臨時措置法第 3 条第 1 項の規定による承認を受けた同法第 2 条第 2 項に規定する特定農産加工業者又は同法第 3 条第 1 項に規定する特定事業協同組合等が同法第 4 条第 2 項に規定する承認計画に従って実施する同法第 3 条第 1 項に規定する経営改善措置に係る事業の用に供する施設で政令で定めるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法附則第 33 条第 5 項 	<p>「特定農産加工業者」とは、次の特定農産加工業に属する事業を行う者（業種）かんきつ果汁、非かんきつ果汁、パインアップル缶詰、こんにゃく粉、トマト加工品、甘しょでん粉、馬鈴しょでん粉、米加工品、麦加工品（パスタを含む）、砂糖、菓子（チョコレート、キャンデー、ビスケットに限る）、乳製品、牛肉調製品、豚肉調製品の製造業</p> <p>「特定事業協同組合等」とは、事業協同組合その他の次に掲げる法人で、特定農産加工業者を構成員とするもの</p> <p>ア 事業協同組合及び協同組合連合会 イ 農業協同組合連合会 ウ 商工組合及び商工組合連合会 エ 一般社団法人（特定の事業を行う者をその社員たる資格とし、かつ、その特定の事業を行う者が任意に加入し又は脱退することができる旨を定款で定めているものに限る）</p> <p>※この措置は当該事業が法人の事業である場合には令和 8 年 3 月 31 日までに終了する事業年度分まで、個人の事業である場合には令和 7 年分まで</p>		1 — 4

対象	要件等	具体例	控除割合	
			資産割	従業者割
23 特定事業所内保育施設	平成 29 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの期間（補助開始対象期間）に政府の補助で総務省令で定めるものを受けた者が児童福祉法第 6 条の 3 第 12 項に規定する業務を目的とする同法第 59 条の 2 第 1 項による届出がされた施設のうち当該政府の補助に係るもの（特定事業所内保育施設）に係る事業所等において行う事業 ・ 法附則第 33 条第 6 項	平成 29 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの期間（補助開始対象期間）に政府から企業主導型保育事業の 運営費 に係る補助を受けた者が行う認可外の事業所内保育施設 ※運営費の補助が途切れた場合、当該事業年度以降、課税標準の特例は適用されません。 なお、補助を受けなくなったあとに、再度補助を受けるようになった場合は、特例控除の対象にはなりません。 ※市町村長の認可を受けた事業所内保育施設は、法第 701 条の 34 第 3 項第 10 号の 9 適用により非課税に該当します 22 頁参照	$\frac{3}{4}$	$\frac{3}{4}$

2 課税標準の特例の適用

(1) 課税標準の特例の判定日

課税標準の特例措置の適用を受ける事業であるかどうかの判定は、課税標準の算定期間の末日（年度の途中で事業所を廃止したものについては廃止の日の直前）の現況によります。

(2) 課税標準の算定期間中に用途変更があった場合

算定期間中に事業所用家屋の用途が変更した場合は、算定期間の末日現在の用途により申告し、月割計算は行ないません。

(3) 課税標準の特例措置の適用を受ける事業と受けない事業とを併せ行う場合の従業者給与総額の計算

対象施設に係る従業者がそれぞれの事業に従事した分量に応じて按分することになります。

なお、事業に従事した分量が不明の場合には、均等に従事したものとして計算した額によります。

(4) 2 以上の課税標準の特例措置の適用がある場合

事業所等が法第 701 条の 41 第 1 項の表の各号と法第 701 条の 41 第 2 項の特例が適用される場合は、まず法第 701 条の 41 第 1 項の表の各号の控除割合で控除した後の床面積をさらに、法第 701 条の 41 第 2 項の控除割合で控除します。

9. 税率

事業所税の税率は、次のとおりです。

1 資産割

事業所床面積 1 m²につき 600 円

2 従業者割

従業者給与総額の 100 分の 0.25

10. 徴収方法

事業所税は、法人税や所得税と同様に納税義務を負う方が自ら税額を計算して申告納付していただくことになっており、その申告納付期限は次のとおりです。

1 法人

各事業年度終了の日から 2 か月以内

2 個人

その年の翌年の 3 月 15 日まで

3 年の途中において事業を廃止した場合

廃止の日から 1 か月以内、また、その廃止が納税義務者の死亡による場合は 4 か月以内

1 1. 減免

本市では、事業所税の運用に当たり、国の指導に基づき、天災その他地方税法上の非課税又は課税標準の特例の適用がある施設との均衡上、特別な事情があるものについて条例により減免することとしております。

1 減免の範囲

(1) 減免対象施設等

次の表の各号に掲げる施設等に対し、その減免の割合により、必要と認める者に対して事業所税を軽減又は免除します。

◎ 減免対象施設一覧

号数	施設等	減免の割合	
		資産割	従業者割
1 天災等	天災その他これに類する事由により事業所用家屋が滅失し、又はこれに準ずる甚大な損害を受け使用不能のもの	当該事業所用家屋に係る全部	
2 休止施設	課税標準の算定期間中継続して6月以上休止していた施設	当該施設に係る全部	
3 教科書出版事業用施設	教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書の出版の事業を行う者の当該教科書の出版に係る売上金額が出版物の販売事業に係る総売上金額の2分の1に相当する金額を超える場合における当該教科書の出版の事業の用に供される施設	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$
4 演劇興行業用施設	法第72条の2〈事業税の納税義務者等〉第8項第28号に規定する演劇興行業の用に供する施設（以下「劇場等」という。）で、次に掲げるもの ア その振興につき国又は地方団体の助成を受けている芸能等の上演、チャリティーショー等がしばしば行われていることにより市長が公益性を有すると認めるもの	$\frac{1}{2}$	
	イ ア以外の主として定員制をとっている劇場等で舞台、舞台裏及び楽屋の部分の延べ面積が、当該劇場等の客席部分の延べ面積以上であるもの	当該舞台等に係る $\frac{1}{2}$	
5 指定自動車教習所	道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条第1項の規定による指定自動車教習所	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$
6 一般貸切旅客自動車運送事業用施設	道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条の2第1項に規定する一般貸切旅客自動車運送事業者で同法第3条第1号ロに掲げる事業を行う者がその本来の事業の用に供する施設（当該者がその本来の事業の用に供するバスの全部又は一部を学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条〈学校の範囲〉に規定する学校（大学を除く。）又は同法第124条に規定する専修学校がその生徒、児童又は園児のために行う旅行の用に供した場合に限る。）	一定割合の $\frac{1}{2}$	一定割合の $\frac{1}{2}$

一定割合＝
当該旅行に係るバスの走行km数の合計数÷当該事業者の本来の事業に係るバスの総走行km数の合計数（小数点以下第4位を四捨五入）

号数	施設等	減免の割合	
		資産割	従業者割
7 酒類卸売業保管用倉庫	酒税法（昭和 28 年法律第 6 号）第 9 条〈酒類の販売業免許〉に規定する酒類の販売業のうち卸売業に係る酒類の保管のための倉庫	$\frac{1}{2}$	
8 タクシー事業用施設	法第 701 条の 41〈事業所税の課税標準の特例〉第 1 項の表の第 15 号に掲げる施設で当該施設に係る事業を行う者が市内に有するタクシーの台数が 250 台以下であるもの	全部	全部
9 小規模企業者等設備助成施設	旧中小企業振興事業団法（昭和 42 年法律第 56 号）の施行前において改正前の小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和 31 年法律第 115 号）に基づく貸付けを受けて設置された施設で、法第 701 条の 34〈事業所税の非課税の範囲〉第 3 項第 18 号に規定する事業に相当する事業を行う者が当該事業の用に供する同号に掲げる施設に相当するもの	全部	全部
10 農林中央金庫事業施設	農林中央金庫がその本来の事業の用に供する施設	全部	全部
11 農業協同組合等共同利用施設	農業協同組合、水産業協同組合及び森林組合並びにこれらの組合の連合会が農林水産業者の共同利用に供する施設（法第 701 条の 34 第 3 項第 12 号に掲げる施設並びに購買施設、結婚式場、理容又は美容のための施設及びこれに類する施設を除く。）	全部	全部
12 果実飲料の保管倉庫	果実飲料の日本農林規格（平成 10 年農林水産省告示第 1075 号）第 1 条の規定による果実飲料又は炭酸飲料の日本農林規格（昭和 49 年農林省告示第 567 号）第 2 条の規定による炭酸飲料の製造業に係る製品等の保管のための倉庫（延べ面積 3,000 平方メートル以下の場合に限る。）	$\frac{1}{2}$	
13 ビルメンテナンス業、 列車内食堂売店の事業	次に掲げる事業を行う者が下記の事業の用に供する施設 ア ビルの室内清掃、設備管理等の事業を行う者		当該事業に従事する者に係る 全部
	イ 列車内において食堂及び売店の事業を行う者		当該事業に従事する者に係る $\frac{1}{2}$
14 古紙回収事業施設	古紙の回収の事業を行う者が当該事業の用に供する施設	$\frac{1}{2}$	
15 家具保管施設	家具の製造又は販売の事業を専ら行う者が製品又は商品の保管のために要する施設	$\frac{1}{2}$	

号数	施設等	減免の割合	
		資産割	従業者割
16 織物業、製綿業、機械染色整理業の保管用施設	ねん糸、かさ高加工糸、織物及び綿の製造を行う者（ねん糸、かさ高加工糸の製造を行う者にあつては、専業に限る。）並びに機械染色整理の事業を行う者で中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小企業者に該当するものが、原材料又は製品の保管（織物の製造を行うものにあつては、製造の準備を含む。）の用に供する施設	$\frac{1}{2}$	
17 つけもの製造用施設	野菜又は果実（梅に限る。）のつけものの製造業者が直接これらの製造の用に供する施設のうち、包装、瓶詰、樽詰その他これらに類する作業のための施設以外の施設	$\frac{3}{4}$	
18 いぐさ製品の保管用施設	いぐさ製品の製造を行う者が原材料又は製品の保管の用に供する施設（いぐさ製品と併せ製造するポリプロピレン製花筵に係るものを含む。）	$\frac{1}{2}$	
19 倉庫、上屋	法第701条の41第1項の表の第11号、第13号、第14号又は第18号に掲げる施設のうち、倉庫業法（昭和31年法律第121号）第7条第1項に規定する倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫又は港湾運送事業法（昭和26年法律第161号）第2条第2項に規定する港湾運送事業のうち同法第3条第1号若しくは第2号に掲げる一般港湾運送事業若しくは港湾荷役事業の用に供する上屋で市内に有するこれらの施設に係る事業所床面積の合計面積が倉庫又は上屋それぞれについて3万平方メートル未満であるもの	全部	全部
20 粘土かわら製造業用施設	粘土かわら製造業の用に供する施設のうち、原料置場、乾燥場、（成形場及び施釉場を含む。）及び製品倉庫	$\frac{1}{2}$	

※号数欄の数字が、岡山市市税条例施行規則第14条第1項の号数です。

(2) その他

上記に定めるもののほか、市長がその事業の目的及び営業の形態上特別の配慮を必要とするとして認められた者については、上記の規定に準じて軽減し、又は免除することができることとしています。

2 減免の適用

(1) 手続き

申告納付期限までに、「事業所税の申告書（第44号様式）」とともに、以下の書類を提出してください。

① 事業所税減免申請書

② 減免を受けようとする事由を証明する書類（証明書、認可書、該当施設の図面、写真等）

≪例≫岡山市市税条例施行規則第14条第1項第19号に規定する「倉庫」の場合は、中国運輸局の登録を受けた倉庫の『倉庫明細書』の写し

※申請期限は、事業所税の申告納付期限までです。申告納付期限までに減免申請書の提出がない場合は、減免は受けられませんのでご注意ください

※添付書類等が不備の場合には、減免できないこともあります。

※適宜、現地調査をさせていただくこともございますのでご了承ください。

納付期限までに減免額が確定した（減免承認の通知があった）場合は、減免額を控除して税額を納付することができます。

納付期限までに減免額が確定しない（減免承認の通知がない）場合は、事業所税の申告書に記載された納付すべき税額（減免額を控除しない税額）を納付期限までに納付してください。後日、確定した段階で減免額を還付いたします。

なお、この場合納付期限までに納付されませんと延滞金がつきますのでご注意ください。

（２） 判定日

減免の適用を受ける事業であるかどうかの判定は、課税標準の算定期間の末日（年度の途中で事業所を廃止したものについては廃止の日の直前）の現況によります。

（３） 課税標準の算定期間中に用途変更があった場合

算定期間中に事業所用家屋の用途が変更した場合は、算定期間の末日現在の用途により申告し、月割計算は行ないません。

（４） 減免規定の適用を受ける事業とその他の事業とを併せ行う場合の従業者給与総額の計算

対象施設に係る従業者がそれぞれの事業に従事した分量に応じて按分することになります。

なお、事業に従事した分量が不明の場合には、均等に従事したものとして計算します。

12. 税額計算例

例1

(1) 設例

A社は、年1回3月決算法人で、3月期末の事業所用家屋の床面積と期中に支払われた従業員給与総額は次のとおりである。

(1) 事業所用家屋全体の床面積は10,000㎡で、そのうちA社の専用床面積は6,000㎡である。なお、10,000㎡には共用部分600㎡が含まれている。

(2) 給与総額等の明細

- ① 給与総額3億2,000万円（うち65歳以上の従業員5人に対する給与額800万円と障害者の従業員5人に対する給与額1,500万円）
- ② 国の雇用に関する助成に係る従業員に対する給与額1,800万円
- ③ 期末現在の従業員数 150人

(2) 税額計算方法

ア 資産割

床面積	共用部分の床面積	課税標準となる床面積
6,000㎡	$600㎡ \times \frac{6,000㎡}{10,000㎡ - 600㎡}$	6,382.97㎡
$6,382.97㎡ \times 600円 = 382万9,782円 \dots \dots \dots \textcircled{1}$		

イ 従業員割

従業員給与総額	非課税に係る従業員給与総額	課税標準となる従業員給与総額
3億2,000万円	$(800万円 + 1,500万円 + 1,800万円 \times 1/2)$	2億8,800万円
$2億8,800万円 \times 0.25/100 = 72万円 \dots \dots \dots \textcircled{2}$		

ウ 申告納付すべき税額

① + ② = 454万9,700円（100円未満切り捨て）

(3) 申告書記載例

事業所用家屋		従業員給与	
床面積	課税標準となる床面積	従業員給与総額	課税標準となる従業員給与総額
①	②	③	④
⑤	⑥	⑦	⑧
⑨	⑩	⑪	⑫
⑬	⑭	⑮	⑯
⑰	⑱	⑲	⑳
㉑	㉒	㉓	㉔
㉕	㉖	㉗	㉘
㉙	㉚	㉛	㉜
㉝	㉞	㉟	㊱
㊲	㊳	㊴	㊵
㊶	㊷	㊸	㊹
㊺	㊻	㊼	㊽
㊾	㊿	㊿	㊿

例2

(1) 設例

B社は、年1回6月決算法人で、10月18日に床面積1,805㎡の事業所用家屋を新築し、10月28日から事業の用に供した。なお、期末の事業所用床面積及び期中に支払われた従業員給与総額等の明細は次のとおりである。

- (1) 事業所用家屋の床面積 4,083.76㎡
 (内訳) 本店(北区大供) 2,275.76㎡
 支店(東区西大寺) 1,805.00㎡(10月28日事業開始)
- (2) 給与総額等の明細
- ① 給与総額 2億7,500万円
 - ② 障害者の従業員(6人)に対する給与額 820万円
 - ③ 期末現在の従業員数 138人

(2) 税額計算方法

ア 資産割

床面積	月割	課税標準となる床面積
本店: 2,275.76㎡	× 12/12	= 2,275.76㎡
支店: 1,805.00㎡	× 8/12	= 1,203.33㎡
(2,275.76㎡ + 1,203.33㎡) × 600円 = 208万7,454円・・・①		

イ 従業員割

従業員給与総額	非課税	課税標準となる従業員給与総額
2億7,500万円	- 820万円	= 2億6,680万円
2億6,680万円 × 0.25/100 = 66万7,000円・・・②		

ウ 申告納付すべき税額

① + ② = 275万4,400円(100円未満切り捨て)

(3) 申告書記載例

令和XX年7月1日		から		令和XX年6月30日		までの		課税期間の		事業所税の		確定		申告書		
事業所 床面積 非課税に係る 事業所床面積 控除事業所 床面積 課税標準と なる事業所 床面積 資産割額 既に納付の確定した 資産割額	算定期間を通じて使用された事業所 所任床面積	①	2,275.76	業 者 割 制 備 考	従業員給与総額	②	275,000,000	業 者 割 制 備 考	課税標準となる従業員給与総額	③	266,800,000	業 者 割 制 備 考	非課税に係る従業員給与総額	④	8,200,000	業 者 割 制 備 考
	算定期間の申出において新設又は 廃止された事業所床面積	②	1,805.00		控除従業員給与総額	⑤	820,000		課税標準となる従業員給与総額	⑥	266,800,000					
	①に係る非課税床面積	③	0.00		課税標準となる従業員給与総額	⑦	667,000		既に納付の確定した従業員割額	⑧	0					
	②に係る非課税床面積	④	0.00		従業員割額 (⑥ × 0.25 / 100)	⑨	1,670,000		既に納付の確定した事業所税額	⑩	0					
	①に係る控除床面積	⑤	0.00		既に納付の確定した従業員割額	⑪	0		この申告により納付すべき事業所税額	⑫	2,754,400					
	②に係る控除床面積	⑥	0.00		業 者 割 制 備 考	業 者 割 制 備 考	業 者 割 制 備 考		業 者 割 制 備 考	業 者 割 制 備 考	業 者 割 制 備 考					
	①に係る課税標準となる 床面積(①-③-⑤)	⑦	2,275.76		業 者 割 制 備 考	業 者 割 制 備 考	業 者 割 制 備 考		業 者 割 制 備 考	業 者 割 制 備 考	業 者 割 制 備 考					
	②に係る課税標準となる床面積	⑧	1,203.33		業 者 割 制 備 考	業 者 割 制 備 考	業 者 割 制 備 考		業 者 割 制 備 考	業 者 割 制 備 考	業 者 割 制 備 考					
	①に係る課税標準となる床面積 (⑦+⑧)	⑨	3,479.09		業 者 割 制 備 考	業 者 割 制 備 考	業 者 割 制 備 考		業 者 割 制 備 考	業 者 割 制 備 考	業 者 割 制 備 考					
	資産割額(⑨ × 600円)	⑩	2,087,454		業 者 割 制 備 考	業 者 割 制 備 考	業 者 割 制 備 考		業 者 割 制 備 考	業 者 割 制 備 考	業 者 割 制 備 考					
既に納付の確定した資産割額	⑪		業 者 割 制 備 考	業 者 割 制 備 考	業 者 割 制 備 考	業 者 割 制 備 考	業 者 割 制 備 考	業 者 割 制 備 考								
免税点判定	資産割	4,083.76	㎡	従業員割	132	人	関 与 者 数		Tel							

例3

(1) 設例

倉庫業を営むC社は、年1回3月決算法人で、期末の事業所用家屋等の床面積と期中に支払われた給与総額は次のとおりである。

- (1) 事業所用家屋の床面積 5,846.26 m²
 - (内訳) 事務所 58.47 m²
 - 倉庫 5,787.79 m²
- (2) 給与総額等の明細
 - ① 給与総額 5,646 万円
 - ② 期末現在の従業員数 73 人

(2) 税額計算方法

ア 資産割

床面積	特例控除	課税標準となる床面積
-----	------	------------

事務所： 58.47 m²

倉庫： 5,787.79 m² - (5,787.79 m² × 3/4) = 1,446.95 m²

(58.47 m² + 1,446.95 m²) × 600 円 = 90 万 3,252 円

イ 従業員割

免税点以下であるので課税されない

ウ 申告納付すべき税額

90 万 3,200 円 (100 円未満切り捨て)

(3) 申告書記載例

令和8年4月1日		令和8年3月31日		課税期間	事業所税の課税	申告書	
資 産 割	事業所用床面積 ①	5,846	26	従業員給与総額 ⑫			
	非課税に係る床面積 ②	0	00		非課税に係る従業員給与総額 ⑬		
	課税標準となる事業所用床面積 ③	0	00		控除従業員給与総額 ⑭		
	課税標準となる非課税床面積 ④	0	00		課税標準となる従業員給与総額 (⑬-⑭)		0,000
	控除事業所用床面積 ⑤	4,340	84		従業員割額 (⑬ × 0.25 / 100)		0
	控除非課税床面積 ⑥	0	00		既に納付の確定した従業員割額 ⑮		
業 者 割	課税標準となる事業所用床面積 (③ × 12 / 100) ⑦	1,505	42	資産割額と従業員割額の合計額 (⑮+⑯)		903,200	
	課税標準となる非課税床面積 (④ × 12 / 100) ⑧	0	00	既に納付の確定した事業所税額 (⑮+⑯)		0	
	課税標準となる床面積合計 (⑦+⑧) ⑨	1,505	42	この申告により納付すべき事業所税額 (⑮-⑯)		903,200	
	資産割額 (⑨ × 600 円) ⑩	903	252				
既に納付の確定した資産割額 ⑪				備考			
免税点判定	資産割	5,846.26 m ²	従業員割	73 人	期与 税理士氏名	Tel	

例4

(1) 設例

D社は年1回12月決算法人で、5月2日に本社内に500㎡の建て増しを、10月10日に1,004㎡の支店を開設した。なお、期末の事業所用床面積及び期中に支払われた従業員給与総額等の明細は次のとおりである。

- (1) 事業所用家屋の床面積 5,510.17㎡
 (内訳) 本店(北区大供) 従前分 4,006.17㎡ 建て増し分 500㎡
 支店(北区足守) 1,004.00㎡ (10月10日開設)

(2) 給与総額等の明細

- ① 給与総額 5億1,674万円
 ② 65歳以上の従業員9人に対する給与額 780万円
 ③ 従業員用食堂の従業員5人に対する給与額 500万円
 ④ 期末現在の従業員数 529人

(2) 税額計算方法

ア 資産割

床面積	月割	課税標準となる床面積
本店 (4,006.17㎡ + 500㎡) × 12/12 = 4,506.17㎡		
※同一敷地内の建て増しのため、月割りせずに事業年度末の面積が対象		
支店 1,004.00㎡ × 2/12 = 167.33㎡		
(4,506.17㎡ + 167.33㎡) × 600円 = 280万4,100円・・・①		

イ 従業員割

従業員給与総額	非課税	課税標準となる従業員給与総額
5億1,674万円 - (780万円 + 500万円) = 5億394万円		
5億394万円 × 0.25/100 = 125万9,850円・・・②		

ウ 申告納付すべき税額

① + ② = 406万3,900円 (100円未満切り捨て)

(3) 申告書記載例

		令和XX年1月1日	から	令和XX年12月31日	までの	課税期間	の	事業所税の	確定	申告書
資	事業所用床面積	①	4,506.17	㎡	従業員	従業員給与総額	⑫	516,740,000	円	
	非課税に係る事業所用床面積	②	1,004.00	㎡		非課税に係る従業員給与総額	⑬	12,800,000	円	
	課税標準となる事業所用床面積	③	0.00	㎡		控除従業員給与総額	⑭		円	
	課税標準となる従業員給与総額	④	0.00	円		課税標準となる従業員給与総額	⑮	503,940,000	円	
	課税標準となる従業員給与総額	⑤	0.00	円		従業員割額 (⑮ × 0.25 / 100)	⑯	1,259,850	円	
割	課税標準となる事業所用床面積	⑥	0.00	㎡	割	既に納付の確定した従業員割額	⑰		円	
	課税標準となる従業員給与総額	⑦	4,506.17	㎡		資産割額と従業員割額の合計額	⑱	4,063,900	円	
	課税標準となる従業員給与総額	⑧	167.33	㎡		既に納付の確定した事業所税額	⑲	0	円	
	課税標準となる従業員給与総額	⑨	4,673.50	㎡		この申告により納付すべき事業所税額	⑳	4,063,900	円	
	資産割額 (⑱ × 600円)	㉑	2,804,100	円		既に納付の確定した資産割額	㉒		円	
免税点判定	資産割	5,510.17	㎡	従業員割	515	人	関係者	Tel		

第2部 事業所税の申告手続きについて

1. 事業所税の申告についてQ & A

1 私は事業所税の申告をする必要があるのでしょうか

次の方は申告が必要です。

(1) 事業所床面積が800㎡を超える場合又は従業者数が80人を超える場合

資産割及び従業者割が免税点以下の事業所等において事業を行う者は、納税義務はありませんが、免税点以下であっても事業所床面積が800㎡を超える場合又は従業者数が80人を超える場合は、納付税額が無くても申告は必要です。

(2) 事業所用家屋を貸付している場合

事業所用家屋を貸し付けている者（貸しビル業者等）は、事業所用家屋の貸付（異動を含む）申告書を提出してください。

2 事業所税の申告は、いつまでにどこに提出するのでしょうか

(1) 提出期限

ア 法人

法人については事業年度終了日から2か月以内。

ただし、事業年度の中途において事業をすべて廃止（解散、合併解散、破産決定等）した場合は、その廃止の日から2か月以内。

イ 個人

個人についてはその年の翌年3月15日まで。

ただし、年の途中において事業を廃止した場合には、その廃止の日から1か月以内（納税義務者が死亡したことによって、その事業が廃止されたときは4か月以内）。

(2) 提出先および提出方法

申告書の提出先は、岡山市財政局税務部課税管理課諸税係です。窓口への提出、郵送若しくはeLTAXによる電子申告で提出してください。

ア 窓口

岡山市役所分庁舎1階10番窓口

受付時間：午前8時30分から午後5時15分(土日祝日、12月29日から1月3日を除く)

イ 郵送

〒700-8544 岡山市北区大供1-2-3 岡山市課税管理課 諸税係

消印の日が提出日になります。受付印を押印した控が必要な場合は、返信先を記載し、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

ウ eLTAX（エルタックス）

地方税ポータルシステム（eLTAX）を利用した、インターネットによる手続きがご利用いただけます。操作方法については、地方税共同機構（<https://www.eltax.lta.go.jp/>）にお問い合わせください。

エルタックス
eLTAX
地方税ポータルシステム



3 事業所税は、いつまでにどこに納めるのでしょうか

(1) 納付期限

事業所税は、申告期限までに納めてください。 40 頁参照

(2) 納付場所

岡山市指定金融機関又は、岡山市収納代理金融機関（詳しくは納付書に書いてあります。）

(3) 法定納期限（申告書の提出期限）後に納付する場合

納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000 円未満の端数があるとき、またはその金額が 2,000 円未満であるときは、その端数金額または全額を切り捨てます。）に、年 14.6%（納期限の翌日から 1 月を経過する日までは年 7.3%（当該期間のうち、その各年の前年の 11 月 30 日を経過するときにおける日本銀行法の規定により定められる商業手形の基準割引率に年 4%の割合を加算した割合が、年 7.3%の割合に満たない場合は、その年中においては、当該基準割引率に年 4%の割合を加算した割合以内））の割合を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。ただし、算出した金額に 100 円未満の端数があるとき、またはその全額が 1,000 円未満のときは、その端数金額またはその全額を切り捨てます。

なお、平成 26 年 1 月 1 日以後の期間に対応する延滞金の割合は、各年の延滞金特例基準割合^{注1}が年 7.3%に満たない場合には、その年中においては当該延滞金特例基準割合に年 7.3%を加算した割合（納期限の翌日から 1 月を経過するまでの期間については、当該延滞金特例基準割合に年 1%を加算した割合（当該加算した割合が年 7.3%を超える場合には、年 7.3%の割合））となります。

注1 「延滞金特例基準割合」とは、各年の前々年の 10 月から前年の 9 月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を 12 で除して得た割合として各年の前年の 12 月 15 日までに財務大臣が告示する割合に、年 1%の割合を加算した割合をいう。

4 提出した事業所税の申告書が間違っていた場合は、どうしたらよいのでしょうか

(1) 誤って少なく申告した場合

申告書の提出後に課税標準額又は税額が少なかったことに気づいた場合は、前の申告を修正するため修正申告書を提出してください。

(2) 誤って多く申告した場合

申告書の提出後に課税標準額又は税額が多すぎたことに気づいた場合は、法定納期限から一定の期間内^{注2}に限り、正しい課税標準額又は税額になおすように市長に更正の請求をすることができます。

注2 平成 23 年 12 月 2 日以後に到来した法定納期限の場合は 5 年以内

5 正しく申告しなかった場合、どうなるのでしょうか

(1) 申告納付期限後の申告及び申告をしなかった場合

納付すべき税額の 15%（納付すべき税額が 50 万円を超える部分は 20%）が不申告加算金としてかかります。ただし、申告納付期限後であっても市長による決定があることを予知することなく、自主的に申告した場合には、不申告加算金の割合は 5%となります。また、令和 6 年 1 月 1 日以後に申告書の提出期限が到来するものより、納付すべき税額が 300 万円を超える場合には、その超える部分の税額に対する不申告加算金の割合が 30%となります。

(2) 少なく申告した場合

修正申告等により増加した税額の10%が過少申告加算金としてかかります。ただし、修正申告等により増加した税額が、申告納付期限内に申告した税額または50万円のいずれか高い方の金額を超える場合には、その超える部分の税額に対する過少申告加算金の割合が15%となります。

(3) いつわりなどで少なく申告した場合，又は事実を隠して申告しなかった場合

重加算金（過少申告は税額の35%，不申告は税額の40%）がかかります。

2. 申告書について

1 申告書等の種類

納税義務者等が提出すべき書類は次の表のとおりです。

	申告書等の種類	申告内容	提出期限
(1) 申告書	事業所税申告書（第44号様式） ※各明細書を添付	事業所税の課税標準額， 税額その他必要な事項を 申告する	ア 個人の場合 翌年3月15日まで イ 法人の場合 事業年度終了日から 2か月以内
(2) 修正申告書	事業所税修正申告書（第44号様式） ※（1）の申告書と同じ様式 ※各明細書を添付	事業所税について申告した，又は更正若しくは決定を受けた課税標準額， 税額に不足額があることに気づいた場合は，正しい課税標準額，税額等を申告する。	
(3) 貸付申告書	事業所用家屋の貸付け申告書	事業所用家屋を貸し付けている者は，事業所用家屋の床面積及び借主の氏名又は名称その他必要な事項を申告する。	貸付を行った日又はその異動があった日から1か月以内

2 申告書等の記載例

(1) 設例

株式会社ミコロは3月決算（1年決算）の法人で、岡山市内の事業所床面積及び事業年度中（令和2年4月1日～令和3年3月31日）に支払われた給与総額等は、次のとおりです。

①	本社（岡山市北区大供1-2-3） <ul style="list-style-type: none">・専用床面積 2646.32 m²・専用床面積のうち、社員食堂として217.70 m²、休憩室として30.30 m²を使用・本社は貸ビルに入居しており、当該貸ビルは他社が2426.18 m²専用使用・株式会社ミコロ、他社の共用部分の床面積 482.50 m²・12ヶ月間使用・従業者給与総額等（従業者150人） 726,208,000円・内、65歳以上の従業者（10人） 23,000,000円
②	南第1倉庫（岡山市南区浦安南町495-5） <ul style="list-style-type: none">・専用床面積 4,787.81 m²・専用床面積がすべて、地方運輸局の登録を受けた倉庫業者の倉庫・12ヶ月間使用・従業者給与総額等（従業者20人） 122,948,533円・内、雇用改善助成対象者（1人）に支払われた給与総額 4,302,000円
③	南第2倉庫（岡山市南区片岡207） <ul style="list-style-type: none">・専用床面積 520.00 m²・12ヶ月間使用・従業者給与総額等（従業者5人） 20,098,133円
④	中配送センター（岡山市中区浜3-7-15） <ul style="list-style-type: none">・専用床面積 424.00 m²・令和2年10月10日に事業所を廃止・事業所廃止までの従業者給与総額等（廃止時の従業者10人） 39,160,066円
⑤	マルシェ岡山東店（岡山市東区西大寺南1-2-4） <ul style="list-style-type: none">・事業所床面積 1131.50 m²・内、休憩室として24.00 m²を使用、法令に基づいた避難施設等 424.32 m²・令和2年10月28日に事業所を開設・従業者給与総額等（従業者38人） 79,166,200円

(2) 記載例

ア 事業所税申告書 (第44号様式)

<p>受付印</p> <p>令和3年 5月 25日</p> <p>岡山市長様</p>		<p>※処理事項</p> <p>通信日付印</p> <p>確認印</p> <p>管理番号</p> <p>0009999999</p> <p>事務所区分</p> <p>申告年月日</p> <p>令和3年 5月 25日</p>	
<p>■氏名又は名称</p> <p>個人の場合は氏名、法人の場合は名称を記載</p>		<p>住所又は所在地</p> <p>本店の所在地及び岡山市の事業所等が支店の場合、主たる支店の所在地を併記</p>	
<p>■法人の代表者氏名</p> <p>法人の業務を主宰している者を記名</p>		<p>事業種目</p> <p>物品販売</p>	
<p>■事業所床面積①・②</p> <p>別表1(事業所等明細書)の事業所床面積②の合計を記載 算定期間を通じて使用した事業所の合計……①へ記載 算定期間の中で新設、廃止した事業所の合計……②へ記載</p>		<p>資本金の額又は出資金の額</p> <p>70,000,000</p>	
<p>■非課税に係る事業所床面積③・④</p> <p>別表2(非課税明細書)の非課税床面積②の合計を記載 算定期間を通じて使用した事業所の合計……③へ記載 算定期間の中で新設、廃止した事業所の合計……④へ記載</p>		<p>所轄</p> <p>岡山西</p>	
<p>■控除事業所床面積⑤・⑥</p> <p>別表3(課税標準の特例明細書)の控除事業所床面積②の合計を記載 算定期間を通じて使用した事業所の合計……⑤へ記載 算定期間の中で新設、廃止した事業所の合計……⑥へ記載</p>		<p>税務署名</p> <p>岡山西</p>	
<p>■①に係る課税標準となる床面積⑦</p> <p>課税標準の算定期間が12月の場合……①-③-⑤ 課税標準の算定期間が12月に満たない場合……(①-③-⑤)×算定期間の月数÷12月</p>		<p>この申告に回答する者の氏名</p> <p>岡山 ハコロ</p>	
<p>■②に係る課税標準となる床面積⑧</p> <p>算定期間の中で新設あるいは廃止となった事業所ごとに以下を算出し、合計を記載 {(事業所床面積)-(非課税床面積)-(控除床面積)}×使用月数÷12月 ※事業所ごとに1mの100分の1未満は切り捨て</p>		<p>申告する者の氏名</p> <p>岡山 ハコロ</p>	
<p>■免税点判定</p> <p>資産割……算定期間(事業年度)末日の床面積から非課税床面積を除いた残りの床面積を記載 従業者割……算定期間末日の従業者数から非課税に係る従業者数を除いた残りの人数を記載 ※みなし共同事業を行っている場合は、特殊関係者の使用している事業所床面積、従業者数を加えた値で記載</p>		<p>事業年度又は課税期間</p> <p>令和02年04月01日から令和03年03月31日</p>	
<p>■免税点判定</p> <p>資産割 8,643.28 m²</p> <p>従業者割 213 人</p>		<p>事業所税の当初申告書</p>	
<p>■従業者給与総額⑫</p> <p>別表1(事業所等明細書)の従業者給与総額②の合計を記載</p>		<p>従業者給与総額⑫</p> <p>987,580,932</p>	
<p>■非課税に係る従業者給与総額⑬</p> <p>別表2(非課税明細書)の非課税従業者給与総額②の合計を記載</p>		<p>非課税に係る従業者給与総額⑬</p> <p>23,000,000</p>	
<p>■控除従業者給与総額⑭</p> <p>別表3(課税標準の特例明細)の控除従業者給与総額②の合計を記載</p>		<p>控除従業者給与総額⑭</p> <p>2,151,000</p>	
<p>■課税標準となる従業者給与総額⑮</p> <p>1,000円未満の端数切り捨て</p>		<p>課税標準となる従業者給与総額⑮</p> <p>962,429,000</p>	
<p>■資産割額と従業者割額の合計額⑯</p> <p>この申告により納付すべき事業所税額⑳</p> <p>100円未満の端数切り捨て</p>		<p>従業者割額(⑬×$\frac{0.25}{100}$)⑯</p> <p>2,406,072</p>	
<p>■課税標準となる従業者給与総額⑮</p> <p>1,000円未満の端数切り捨て</p>		<p>既に納付の確定した従業者割額⑰</p> <p>0</p>	
<p>■資産割額と従業者割額の合計額⑯</p> <p>この申告により納付すべき事業所税額⑳</p> <p>100円未満の端数切り捨て</p>		<p>資産割額と従業者割額の合計額⑯</p> <p>5,189,800</p>	
<p>■課税標準となる従業者給与総額⑮</p> <p>1,000円未満の端数切り捨て</p>		<p>既に納付の確定した事業所税額⑰</p> <p>0</p>	
<p>■課税標準となる従業者給与総額⑮</p> <p>1,000円未満の端数切り捨て</p>		<p>この申告により納付すべき事業所税額⑳</p> <p>5,189,800</p>	

イ 事業所等明細書（第4号様式別表1）

■事業所用家屋の所有者
事業所用家屋を所有する方と使用される方が異なる場合について、所有者の住所・氏名を記載

■面積
期末又は廃止の日現在の延べ面積を記載
※1㎡の100分の1未満は切り捨て
※④の欄は、「別表4 共用部分の計算書」の⑥の共用床面積⑥を記載

■使用した期間
算定期間を通じて使用されたもの（明細区分欄①）である場合は記載不要
■同上の月数
算定期間を通じて使用されたもの（明細区分欄①）・・・記載不要
算定期間の途中において新設された事業所
・・・新設の日の属する月の翌月から算定期間末日の属する月までの月数
算定期間の途中において廃止された事業所
・・・算定期間の開始日の属する月から廃止日の日の属する月までの月数

事業所等明細書

※ 明細区分 処理事項	事業所等の名称	所在地及びビル名	資 産		割 割		従 業 者 割	
			専用床面積 ② 共用床面積 ④	事業所床面積 (②+④) ⑤	使用した期間(年月日) 同上の月数	従業者数 (⑥)	従業者給与総額 (⑦)	
	事業所用家屋の所有者 住所・氏名							
1 計	本社	北区大供1-2-3	2,646.32	2,900.29	・ ・ ・ から ・ ・ ・ まで 月	人	十 億 百 万 千 円	
1 計	北区大供1-1-1・岡山開発(株)		253.97	2,900.29	・ ・ ・ から ・ ・ ・ まで 月	150	726,208,000	
1 計	南第1倉庫	南区浦安南町495-5	4,787.81	4,787.81	・ ・ ・ から ・ ・ ・ まで 月	20	122,948,533	
2 計	南第2倉庫	南区片岡207	520.00	520.00	・ ・ ・ から ・ ・ ・ まで 月	5	20,098,133	
1 計	中配送センター	中区浜3-7-15	424.00	424.00	令和2.4.1 から 令和2.10.10 まで 7 月	10	39,160,066	
1 計	マルシェ岡山東店	東区西大寺南1-2-4	1,131.50	1,131.50	令和2.10.28 から 令和3.3.31 まで 5 月	38	79,166,200	
1 計					・ ・ ・ から ・ ・ ・ まで 月			
1 計				明細区分①の合計	・ ・ ・ から		明細区分①の合計額	
				8,208.10	→ 申告書①欄へ記載	175	869,254,666	
1 計				明細区分②の合計	・ ・ ・ から		明細区分②の合計額	
				1,555.50	→ 申告書②欄へ記載	48	118,326,266	
1 計					・ ・ ・ から ・ ・ ・ まで 月			

■明細区分
算定期間を通じて使用した事業所……………①
算定期間の途中で新設、廃止した事業所……………②
※同一敷地内での建て増し、一部取壊しは①

■従業員数
期末又は廃止の日現在の従業員数
※非課税の者も含まれます

■従業員給与総額
算定期間中に支払われた給与等の総額
※非課税者の給与も含まれます

合計を申告書②欄へ記載

第 四 十 四 号 様 式 別 表 一

ウ 非課税明細書（第4号様式別表2）

■非課税の内訳
非課税に係る該当項目ごとに、法令条項等を記載【20～28頁参照】

■非課税面積
該当項目ごとにそれぞれの床面積を記載
※1㎡の100分の1未満は切り捨て

※		事業所等の名称	本社	事業所等の所在地	北区大供1-2-3	第四十四号様式別表二		
算定期間	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	整理番号	0009999999	事務所区分	管理番号	申告区分		
		氏名又は名称	株式会社ミコロ			個人番号又は法人番号	1234123412345	
※		事業所等の名称	マルシェ岡山東店	事業所等の所在地	東区西大寺南1-2-4			
非課税の内訳		資産割		従業員割				
	法第701条の34第3項第26号 該当	非課税床面積の㎡	248.00	非課税従業員数④人		非課税従業員給与総額の十億 百万 千 円		
	法第701条の34第 項第 号 該当							
	法第701条の34第 項第 号 該当							
	障害者・65歳以上の従業員			10		23,000,000		
	合 計	248.00		10		23,000,000		
※		事業所等の名称	マルシェ岡山東店	事業所等の所在地	東区西大寺南1-2-4			
非課税の内訳		資産割		従業員割				
	法第701条の34第3項第26号 該当	非課税床面積の㎡	24.00	非課税従業員数④人		非課税従業員給与総額の十億 百万 千 円		
	法第701条の34第4項第 号 該当		424.32					
	法第701条の34第 項第 号 該当							
	障害者・ 歳以上の従業員							
	合 計	448.32						
非課税事業所床面積等の合計		②欄の合計額	696.32	④欄の合計額	10	23,000,000		

■非課税従業員数
期末又は廃止の日現在の非課税に係る従業員数

■非課税従業員給与総額
算定期間中に支払われた給与等の額のうち非課税に係る給与額

■障害者・65歳以上の従業員
障害者及び65歳以上の従業員数と、給与額を記載（役員は該当しません）

申告書③または④へ記載
算定期間を通じて使用した事業所の非課税床面積……………③
算定期間の中途で新設、廃止した事業所の非課税床面積……④

申告書⑬欄へ記載

エ 課税標準の特例明細書（第44号様式別表3）

■ 課税標準の特例内訳
課税標準の特例に係る該当項目ごとに、法令条項等を記載【33～39頁参照】

課税標準の特例明細書		算定期間		※ 整理番号		事務所		管理番号		申告区分	
		令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで		000999999999							
		氏名又は 名称 株式会社ミクロ		個人番号又は 法人番号 1234123412345							
※ 事業所等の名称 南第1倉庫		事業所等の所在地 南区浦安南町495-5									
課税標準の特例内訳	資 産 割		従 業 者 割								
	課税標準の特例適用 対象床面積 ㉞	控除割合 ㉟	控除事業所床面積 【㉞×㉟】 ㊱	課税標準の特例適用対象 従業者給与総額 ㊲	控除割合 ㉟	控除従業者給与総額 【㊲×㉟】 ㊳					
法第701条の41 第1項第14号 該当	4,787.81	3/4	3,590.85	十 億 百 万 千 円	十 億 百 万 千 円	十 億 百 万 千 円					
法第701条の41 第701項第 号 該当											
雇用改善助成対象者				4,302,000	1/2	2,151,000					
合 計	4,787.81		3,590.85	4,302,000	1/2	2,151,000					
※ 事業所等の名称		事業所等の所在地									
課税標準の特例内訳	資 産 割		従 業 者 割								
	課税標準の特例適用 対象床面積 ㉞	控除割合 ㉟	控除事業所床面積 【㉞×㉟】 ㊱	課税標準の特例適用対象 従業者給与総額 ㊲	控除割合 ㉟	控除従業者給与総額 【㊲×㉟】 ㊳					
法第701条の41 第 項第 号 該当				十 億 百 万 千 円		十 億 百 万 千 円					
法第701条の41 第 項第 号 該当											
雇用改善助成対象者					1/2						
合 計			0.00	0		0					
控除事業所床面積の合計			㉞欄の合計額 3,590.85	控除従業者給与総額の合計			㉟欄の合計額 2,151,000				

第四十四号様式別表三

申告書⑤または⑥へ記載
算定期間を通じて使用した事業所の控除床面積……………⑤
算定期間の中で新設、廃止した事業所の控除床面積……………⑥

申告書㉟欄へ記載

オ 共用部分の計算書（第44号様式別表4）

- 専用部分の延べ面積
建物の床面積から、⑤共用床面積の合計を除いた面積を記載
※ 1㎡の100分の1未満は切り捨て
- 当該事業所部分の延べ面積
①の面積のうち、この申告に係る事業所床面積を記載
- 非課税に係る共用床面積
④面積を記載

共用部分の計算書		算定期間	※ 整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分	
		令和2年4月1日から	0009999999					
		令和3年3月31日まで	氏名又は名称	株式会社ミコロ				
			個人番号又は法人番号	1234123412345				
※	事業所等の名称	本社	事業所等の所在地	北区大井1-2-3				
専用部分の延べ面積	①	5,027.50	③の内訳					⑦
①のうち当該事業所部分の延べ面積	②	2,646.32	消防設備等に係る共用床面積	⑦				㎡
非課税に係る共用床面積	③	0.00	防災に関する設備等	全部が非課税となる共用床面積	①			(×1/2)
③以外の共用床面積	④	482.50		2分の1が非課税となる共用床面積	②			
共用床面積の合計(③+④)	⑤	482.50	⑦~②以外の非課税に係る共用床面積					③
事業所床面積となる共用床面積	(④× $\frac{②}{①}$)	⑥	合 計 【⑦~③】					④
		253.97						0.00
※	事業所等の名称		事業所等の所在地					
専用部分の延べ面積	①	㎡	③の内					
①のうち当該事業所部分の延べ面積	②		消防設備等に係る共用床面積					
非課税に係る共用床面積	③		防災に関する設備等	全部が非課税となる共用床面積	①			
③以外の共用床面積	④			2分の1が非課税となる共用床面積	②			
共用床面積の合計(③+④)	⑤		⑦~②以外の非課税に係る共用床面積					③
事業所床面積となる共用床面積	(④× $\frac{②}{①}$)	⑥	合 計 【⑦~③】					④

第四十四号様式別表四

■ ③の内訳【消防設備等については31~32ページ参照】

- ⑦…共用床面積のうち、消防用設備等（令56の43②に該当）に係る床面積を記載
- ①…共用床面積のうち、避難階段等（令56の43③-1イ、同-4及び同-5イに該当）に係る床面積を記載
- ②…共用床面積のうち、令56の43③-1ロ、同-2、同-3及び同-5ロに掲げる設備等に係る床面積に2分の1を乗じて得た面積を記載
- ③…共用床面積のうち、⑦~②以外の非課税に係る共用床面積を記載

カ 福利厚生施設の明細

■施設の名称
福利厚生施設の具体的な名称を記載【具体例は26頁参照】

福利厚生施設の明細 (法第701条の34第3項第26号該当)		氏名 又は 名称	株式会社ミコロ	
事業所等の名称	施設の名称	福利厚生施設の床面積	㎡	備考
本社	社員食堂	217.70		
本社	休憩室	30.30		
マルシェ岡山東店	休憩室	24.00		
合	計	272.00		

記載上の注意

- 1 施設の名称は食堂、売店、娯楽室等具体的に記載し、面積もそれぞれ個別に記入してください。
- 2 一般的な福利厚生施設としては、上記の他に体育館、診療室、理髪室、保養所等が含まれます。
- 3 更衣室、浴室、休憩室、仮眠室又は喫煙室等で、事業活動上必要なものは非課税に該当しないので特に注意してください。

キ 事業所税修正申告書 (第44号様式)

■氏名又は名称
個人の場合は氏名、法人の場合は名称を記載

■法人の代表者氏名
法人の業務を主宰している者を記名

■事業所床面積①・②
別表1(事業所等明細書)の事業所床面積①の合計を記載
算定期間を通じて使用した事業所の合計……①へ記載
算定期間の中で新設、廃止した事業所の合計……②へ記載

■非課税に係る事業所床面積③・④
別表2(非課税明細書)の非課税床面積③の合計を記載
算定期間を通じて使用した事業所の合計……③へ記載
算定期間の中で新設、廃止した事業所の合計……④へ記載

■控除事業所床面積⑤・⑥
別表3(課税標準の特例明細書)の控除事業所床面積⑤の合計を記載
算定期間を通じて使用した事業所の合計……⑤へ記載
算定期間の中で新設、廃止した事業所の合計……⑥へ記載

■①に係る課税標準となる床面積⑦
課税標準の算定期間が12月の場合……①-③-⑤
課税標準の算定期間が12月に満たない場合
……(①-③-⑤)×算定期間の月数÷12月

■②に係る課税標準となる床面積⑧
算定期間の中で新設あるいは廃止となった事業所ごとに以下を算出し、
合計を記載
{(事業所床面積)-(非課税床面積)-(控除床面積)}×使用月数÷12月
※事業所ごとに1mの100分の1未満は切り捨て

■免税点判定
資産割……算定期間(事業年度)末日の床面積から非課税床面積を除いた残りの床面積を記載
従業員割……算定期間末日の従業員数から非課税に係る従業員数を除いた残りの人数を記載
※みなし共同事業を行っている場合は、特殊関係者の使用している事業所床面積、従業員数を加えた値で記載

令和3年 5月25日 ※処理事項

岡山市長様

住所又は所在地
本店の所在地及び岡山市の事業所等が支店の場合、
主たる支店の所在地を併記

岡山市北區大供一丁目2番3号

事業種目 物品販売

資本金の額又は出資金の額 70,000,000

所轄 岡山西

税務署名 岡山 ハコロ

この申告に添付する者の氏名 岡山 ハコロ

申告年月日 令和3年 5月 25日

申告区分

令和02年 04月 01日から 令和03年 03月 31日 までの事業年度又は課税期間の事業所税の修正申告書

事業所	算定期間を通じて使用された事業所床面積	①	9,000.98	従業員給与総額	⑫	987,580,932
床面積	算定期間の中で新設又は廃止された事業所床面積	②	1,555.50	非課税に係る従業員給与総額	⑬	23,000,000
非課税に係る	①に係る非課税床面積	③	696.32	控除従業員給与総額	⑭	2,151,000
事業所床面積	②に係る非課税床面積	④		課税標準となる従業員給与総額	⑮	962,429,000
控除事業所	①に係る控除床面積	⑤	3,590.85	従業員割額 (⑮× $\frac{0.25}{100}$)	⑯	2,406,072
床面積	②に係る控除床面積	⑥		既に納付の確定した従業員割額	⑰	2,406,072
課税標準	①に係る課税標準となる床面積(⑦-③-⑤)	⑦	4,713.81	資産割額と従業員割額の合計額	⑱	5,665,600
なる事業所	②に係る課税標準となる床面積	⑧	718.78	既に納付の確定した事業所税額	⑲	5,189,800
制床面積	課税標準となる床面積合計(⑦+⑧)	⑨	5,432.59	この申告により納付すべき事業所税額	⑳	475,800
資産割額(⑨×600円)	※	⑩	3,259,554			
既に納付の確定した資産割額		⑪	2,783,826			
免税点判定	資産割		8,643.28 m ²	従業員割		213 人

■申告区分
修正申告の場合は、「修正」と記載

■従業員給与総額⑫
別表1(事業所等明細書)の従業員給与総額⑫の合計を記載

■非課税に係る従業員給与総額⑬
別表2(非課税明細書)の非課税従業員給与総額⑬の合計を記載

■控除従業員給与総額⑭
別表3(課税標準の特例明細)の控除従業員給与総額⑭の合計を記載

■課税標準となる従業員給与総額⑮
1,000円未満の端数切り捨て

■資産割額と従業員割額の合計額⑱
■この申告により納付すべき事業所税額⑳
100円未満の端数切り捨て

■既に納付の確定した資産割額⑪
■既に納付の確定した従業員割額⑰
当初申告時の資産割額、従業員割額を記載

